調査報告書

令和８年１０月１９日

熊本県立東稜高等学校
校長　藤　本　浩　明　殿

東稜高等学校いじめ調査委員会
若曽根　　聡
岩　永　　靖
松　川　あゆみ
渡　邉　　剛

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則（以下「規則」という。）第5条及び第6条に基づき設置された学校いじめ調査委員会である「東稜高等学校いじめ調査委員会（令和5年度設置）」において調査をした結果について報告いたします。

報告書の内容をご確認いただき、いじめ防止に関する適切な対応及び今後の制度の改善等についてご検討ください。

第１　重大事態調査の位置づけ

１　法第28条第1項第2号並びに規則第5条及び第6条に基づく学校いじめ調査委員会である。

２　重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日

（１）令和5年7月25日、重大事態として認定

（２）令和5年7月28日、県教育委員会学校安全・安心推進課へ報告

第２　調査の目的、調査組織の構成

１　調査の目的

法第 28 条に規定されている重大事態にかかる事実関係を明確にするために調査を行うことである。いじめの有無、いじめと不登校や心身の状態及び転学との関係、いじめにかかる学校側の対応に問題がなかったか等について調査を行う。

ただし、当調査委員会の調査結果は、司法における判断と同一の判断となることを保証するものではない。調査委員会には強い調査権限が認められるわけではなく、調査能力には限界があり、収集することができた資料を前提として判断した内容であることについて留意されたい。

２　調査期間

・令和６年　１月１６日　第１回
・　同　年　２月１９日　第２回（聴き取り調査）
・　同　年　３月１１日　聴き取り調査
・　同　年　３月２１日　聴き取り調査
・　同　年　３月２５日　第３回
・　同　年　４月１６日　聴き取り調査
・　同　年　４月３０日　第４回
・　同　年　６月１１日　第５回
・　同　年　６月１７日　聴き取り調査
・　同　年　８月　９日　第６回
・　同　年　９月１１日　第７回
・　同　年１０月１８日　第８回
・　同　年１１月２２日　第９回

・　同　年１２月２３日　第１０回
・令和７年　２月１２日　第１１回（聴き取り調査）
・　同　年　３月２６日　第１２回
・　同　年　４月３０日　第１３回（聴き取り調査）
・　同　年　６月　３日　第１４回（聴き取り調査）
・　同　年　７月　２日　第１５回（聴き取り調査）
・　同　年　８月　４日　第１６回（聴き取り調査）
・　同　年１０月　９日　第１７回
・　同　年１１月　７日　第１８回
・　同　年１１月２７日　第１９回
・　同　年１２月２３日　第２０回
・令和８年　１月２６日　第２１回
・　同　年　２月　９日　第２２回
・　同　年　３月　５日　第２３回
・　同　年　３月３１日　第２４回
・　同　年　４月２７日　第２５回
・　同　年　５月１８日　第２６回
・　同　年　５月２５日　第２７回
・　同　年　６月１２日　第２８回
・　同　年　７月　２日　第２９回
・　同　年　８月２８日　第３０回
・　同　年　９月２４日　第３１回

３　調査組織の構成

（１）名称　東稜高等学校いじめ調査委員会（令和５年度設置）

（２）調査委員

（委員長）若曽根　聡（熊本県弁護士会／弁護士）

岩永　靖（熊本県精神保健福祉士協会／精神保健福祉士）

松川　あゆみ（熊本県社会福祉士会／社会福祉士）

渡邉　剛（熊本県弁護士会／弁護士）

第３　事案の概要

１　基礎情報

（１）学校名　　熊本県立東稜高等学校

（２）対象生徒

同校１年生（事態発生当時）　[redacted]　（[redacted]）

令和３年９月１日　適応障害、過換気症候群と診断

令和３年度末に他校へ転学

欠席日数　29 日

（令和３年４月１日から同年９月 24 日まで１日）

（同年９月 27 日から同４年３月 31 日まで 28 日）

２　事案の概要

（１）令和３年４月に入学後、同年５月頃から複数のクラスメイトから無視をされる、悪口を言われるなどの行為を断続的に受ける。

（２）同年７月頃には担任教諭に相談するも解決に向かわず、令和３年９月１日に適応障害、過換気症候群と診断される。

（３）２学期以降、登校できない日が増加。

（４）クラス替えを希望するも学校長判断により不可とされ、転学を余儀なくされる。

第４　調査の内容

１　調査方法

（１）書類等の精査

（２）関係者からの聴き取り

なお、当調査委員会には聴き取り調査を強制的に実施する権限はないため、聴き取り調査ができた関係者は任意での協力を得られた方のみであり、関係者全員から聴き取り調査ができたわけではない。

２　調査内容

（１）について

東稜高校及び熊本県教育委員会が保有していた当時の資料、対象生徒側から提出を受けた資料の内容を確認し、一部の資料については、内容の説明を東稜高校前校長より説明を受け、また、一部の資料については対象生徒から内容の説明を受けた。

（２）について

本件事案に関係する事実を把握していると考えられる対象生徒、対象生徒の同級生、当時の学校職員など（計９名）から事実関係等の聴取を行った。

第５　事案の経過

本調査委員会では、アンケート調査及び聴き取りの発言内容、対象生徒や学校等から提供された資料をもとに時系列に整理した。以下、その状況を示すが、これは、アンケートに記載された事柄又は証言のあった事柄であり、事実認定を加えずに記載したものである。

なお、文中の表現については、聴き取り等の際の語句をそのまま使用している箇所がある。

１　対象生徒入学後から夏休みに入る前までの状況

（１）対象生徒は、令和３年４月に東稜高校普通科理数コースに入学した。

入学当初はクラスで仲良くしており、運動公園パークドームの広場で遊んだこともある。参加者として、対象生徒、A、B、C、D、E、F、G、H、Iであった。その際には、特に何事もなく楽しく解散した。対象生徒は、Gと帰宅したため、Bが一時的にはぐれる事態となった。そのことでBとIは怒っていたようであるが、その後の学校では普通に話をしていた。

ただ、Iからは4月下旬から5月上旬に「対象生徒に対して好きじゃない」という発言や雰囲気があった。公園で遊んだ後くらいの時期からは、Jからもそのような発言があり、C自身の対象生徒への見方は変わっていった。

（2）5月頃から、誰が言い始めたかわからないが、Iが対象生徒のことをセクシー俳優の名前で呼ぶようになった。JやHも言っていた。対象生徒は、最初あだ名で呼ばれていると思っていたが、セクシー俳優の名前だとわかり、その名前で呼ばれることがすごく嫌になった。しかし、Iがクラスの中心的な位置にいたことや、周りの空気もあったことから、無理して笑顔で対応していた。

この頃にはIが対象生徒を避けるようになった。対象生徒は、I本人に、(自分がIに対して)何かしたかを尋ねたが、無視された。また、同じ頃、体育大会以降、CとBが対象生徒をグループから外すようになり、陰で悪口を言いながら無視をしていた。悪口を言っていたのは、CとIが中心であり、その周りに複数人がいて、それを聞いていた。

（3）6月21日、対象生徒、A、B、Cの4人で遊んでいて、対象生徒は特に違和感は覚えていなかった。しかし、その翌日、BとCから学校で話しかけられなくなった。対象生徒が話しかけても冷たく、理由も教えてもらえず、対象生徒は周りに相談できず一人で悩んでい

た。母親に「学校に行きたくない」と話しつつも、頑張って学校に行っていた。

当時、Kと対象生徒が一緒にいて、BとCが一緒にいた。Aはその中間で、BとCは完全に対象生徒と離れていた。

その頃、Iは、対象生徒が何もないところでつまずくことが多く、[redacted]と気になるようになっていたことから、6月後半から距離を置くようになり、対象生徒がいない教室で平気で悪口を言うようになっていた。その際には、D、E、F、H、J、L、Mがいて、これを聞いていた。Iは、Bと共に、対象生徒に対する不満をCに話をすることもあった。

（4）また、6月頃、Kが参加していて、対象生徒は参加していない10人くらいグループのLINEの電話で、誰かが対象生徒のことを「[redacted]」「気持ち悪い」などと悪口を言っていた。その発言に、「確かに」「それな」という共感した発言があった。普通に話をする中で「無視に気づけ」などと対象生徒の悪口になっていった。1回目はB、Iが言っており、その後も、B、C、Iの誰かが発言していたようだった。クラス全体のグループLINEなので参加していた人数は、上記発言者以外にも複数名いた。

また、複数の生徒で遊びに行くグループ（B、C、D、E、F、H、I）を作っており、6月30日にその中で、「一緒に行きたくないって思われているのに何で気づけないんだろうね」など対象生徒の悪口、不満を言っていた。

（5）7月1日、対象生徒はCから、登校時に昨日LINEグループで悪口を言って盛り上がった、と聞いた。対象生徒が「誰の？」と聞いても教えてもらえなかった。その日の定期テストの休み時間に教室で明らかに無視した雰囲気で周りが対象生徒の悪口を言っていた。そ

の悪口は対象生徒に聞こえていないが、対象生徒が泣きながら過呼吸になった。A、C、Kで近づいて声をかけたがしゃべれないようだった。そのうち担任教諭がきて、保健室に連れていった。

その日、Kが体調を心配して対象生徒に連絡を取った。Kは、当時のクラスの状況やグループLINEで悪口を言われていること、対象生徒が教室を出たあとHやIが爆笑していたことを伝えた。対象生徒は、昨日のLINEグループの悪口も自分のことだと知り、それを言ってきたCに恐怖を感じ、人を信用するのが怖くなった。

（6）7月2日、対象生徒がBに「(自分の) 悪口を言ってたの？」と聞いたが、Bは「言っていない」と答えた。Bが「誰から聞いたの？」と対象生徒に聞くと、対象生徒は「Kから」と答えた。これに対して、Bは「Kが嘘をついている」と答えた。

（7）7月7日、下校時にCが対象生徒に謝罪をした。Cは、対象生徒から「悪口を誰が言っていたのか教えてほしい」と[redacted]。もっとも、Cは、対象生徒に対して、「ごめんね」と謝罪した。「周りに合わせて無視をした。」「自分は気にしていない」とも伝えた。Cは、その際に、あるグループのLINE（計8～9人）を対象生徒に見せた。このグループで対象生徒の悪口を言っていたと説明をしたうえで、Cは、対象生徒に「これからは一緒にいる」と伝えた。

（8）7月8日、前日の出来事があり、対象生徒は、CとKとで放課後、担任教諭に「LINE電話とかLINEで悪口を言われている」など今のクラスの状況を話しにいった。

Kは、自分が知っていることを担任教諭に話し、Cは「自分は他の人に合わせて悪口を言い、無視をしたこと」「他の人が対象生徒

を無視する理由」などを話した。

加えて、担任教諭に対して、クラス全員の名前が書いてあるマグネットを使用して、ホワイトボードでクラスの関係図を示し、対象生徒の悪口を言っているグループなどについて説明した。

担任教諭は、「相手にやめてと、言ったほうがいいんじゃないか」と言ったが、対象生徒が「相手に知られたくない」ということだったので、「目の前であったときしか注意できないよ」と伝えた。対象生徒からは「Cがいるから大丈夫」ということだったので、経過観察とした。その後、担任教諭が、悪口を止めてくれそうな生徒であるF、H、L、Mなどに状況を確認すると、Iが対象生徒のことを嫌っていて、「よくこけるよね」とか「[redacted]」とか、そういうことを声が大きいから教室でみんなも聞こえるような声で言っているという証言を得た。

（9）担任教諭は、次の学年会で「対象生徒が、BとIから悪口を言われたり、避けられたりしているようだ」と報告し、対象生徒は知られたくないと言っているので「授業中の様子とか、おかしいとこあったらすぐ教えてください」ということを伝えた。担任教諭は、その後の学年会でも対象生徒の様子を逐一報告はしていた。

（10）担任教諭に相談した7月8日以降、対象生徒は、C、K、Nといるようになった。Cといるようになると、Bにも話しかけられるようになった。対象生徒は、この当時、Cからいじめの中心はBと聞かされていたため、本当はあまり話したくなかった。

（11）7月14日、席替えがあり、Iが対象生徒と席が近くなったことを「近くて最悪」「テンション下がる」と発言し、対象生徒はそれを聞いた。そのため、対象生徒は、C、K、Nと共に、席を変えてもらうよう担任教諭に相談に行った。担任教諭は、何かある人は最初

に言いなさいっていつも言っているし、誰が嫌いとか、誰がいいとかによる席の変更は基本的には受け付けないので、「くじで公平にしたものだから」と断わった。また、担任教諭は、「近くで悪口言うっていうことはあるかな」と思ったが、現場を早く押さえて、指導したいと思っていたので、露骨に悪口言っているのが見えたら、指導しやすいと考えていた。そして「Iも嫌だと思ってるかもしれないけど、それは受け入れてもらわんとしょうがない」「Iも我慢することが大事」というようなことを対象生徒に言った。

その後、担任教諭がIに確認したところ、上記発言はしたかもしれないとのことだったので、「自分が思ったことをポンポンポンポン発言していったら、傷つく人もいるけん、思ったままポンって口にするんじゃなくて、考えてしゃべりなさい」と指導した。Iの発言してしまうことへの指導は、このときが最初で、担任教諭は、その後、都度、Iに指導し、夏休みの三者面談でも伝えている。その際、神妙に聴いて理解しているが、それが活かされず、別のことになったときに、思ったことをポンと言ってしまうところがあった。担任教諭と学年主任は、Iに対して「対象生徒は、自分のことを話題にしてほしくなさそうだったから、[redacted]にどう伝わるか、[redacted]がどういう思いをするか、そういうことが回復を遅らせるから、そういうことは言わんでくれ」という指導を何度もした。

(12) 席替えの次の日も、対象生徒は学校に行きたくなかった。後ろにIがいて自分のことを見られることに恐怖、苦痛を感じ、また悪口を言われるのでは、笑われるのではと思い、息をするのが苦しくなった。登校しようとしたが、再び過呼吸になってしまい、登校できず、母親と先生が席替えの件で電話し、席が変わることになった。

担任教諭は、その件を学年会で報告し、他教諭と共有した。

2　夏休み以降、２学期が始まるまでの状況

（1）7月26日の三者面談では、対象生徒親子から「今は落ち着いているから大丈夫です。」ということだったので、担任教諭らの中では、一旦、具体的な対応は終えて、その後も注意深く様子を見ていくということになった。

（2）しかし、実は、7月20日乃至28日頃から、対象生徒は、Cの態度に再び違和感を覚えはじめていた。学校に一緒に登校していたが、話しかけてもそっけない感じを受けていた。

7月30日、対象生徒は、Cから、朝「一人で行って」と言われ、教室に着いたらCはBのところに行き、対象生徒がCに話しかけてもそっけない感じだった。対象生徒は、もしかして、また無視されるのかと思い不安になった。対象生徒は、Cからいじめ（無視、悪口）の主体がBと聞いていたので、「やっぱりB側に行くんだ」と思い理解出来ず、混乱した。Cは、この頃、登校や遊びの待ち合せに対して対象生徒がルーズだったのが気にかかっており、登校を一緒にしなくなってから、対象生徒を好まないグループ（A、B）から声をかけられそちらに行き、完全にBと一緒に行動するようになった。また、対象生徒は、Cが登校した後、「対象生徒を置いてきた」と話していたのをKから聞いた。

（3）この頃、クラスメイトらが、対象生徒のことをあまりよく思っていないということを表に出し始めた。IとJが中心で、Iは対象生徒のことを「声がうるさい、耳障り」と言っていた。Cは、Iから対象生徒のこと「嫌じゃないの」とか言われて「迎えに行ってもすぐ出てきてくれないし」などと愚痴った。

（４） ７月末頃、担任教諭は、対象生徒が１人になってないか気にかけていたが、夏休み中であり、午前中に国・数・英だけの３コマの授業で、担任教諭は３クラス授業をしているので、休み時間の状況を確認できなかった。また、授業中は、みんな真面目に座って授業を受けているので、仲がいいとか悪いということが見えにくい状況だった。

担任教諭が、７月 30 日の件を対象生徒から聞いたのは８月後半の面談の時だった。その後、担任教諭は、Ｃに「どういうつもりでそういう行動をしたのか」を聞いたが、「待たされるのが嫌だった」という内容だった。そのことを担任教諭は対象生徒に伝えた。

（５）８月上旬、対象生徒がＣとの写真をLINEのアイコンに使っていたことについて、Ｃがステータスメッセージで対象生徒に「顔が映っているから勝手に自分のアイコンを使わないで」と言った。実際には顔は映っていなかったが、その後、対象生徒はアイコンを替えた。そのことも担任教諭は、８月末の面談で対象生徒から聞いた。そこで、担任教諭は、どういう意図での発言なのかをＣに確認した。

[redacted]、Ｃとしては、その頃は対象生徒のことを快く思っていなかったので、一緒にしてほしくなかった。さらに、[redacted]、対象生徒以外の自分の中学校のときの友人も同じようなことをしていたため、他の人へのメッセージ性もあって、そういうことを書いた旨、答えた。

担任教諭は、Ｃには保護者同席の際、「このメッセージを見たら対象生徒はどう思うだろうか」ということを伝えた。その際、対象生徒が傷つくと思うというのは、その時点では認識してくれた。ま

た母親もよくないことを理解された。

（6）8月17日、学校いじめ調査報告によると、朝、過呼吸になり対象生徒は課外を欠席した。その後、対象生徒は、B、Cに教室で話しかけてみるが、無視された。対象生徒は、「また無視され始めたと思い、もう理数科の人は信じられない」と思った。クラスの人が話している、こちらを見ていると感じるだけで自分の悪口を言っているのではと思い、クラスにいるのが苦痛でしかたなく、家でも考えると涙が出たり、息が苦しくなったりすることが多くなってきた。

Cは、「[redacted]この頃に、対象生徒に対する男子の対応がきついのが見えたのか、先生から『何かあったのか』と聞かれた。ここら辺りから気まずくなった」と話している。しかし、対象生徒によると、このような事実はないとのことであった。

この8月17日から24日までの間のことを、対象生徒は、「教室の中に入ろうとするが、過呼吸になったり、吐き気や頭痛が起こったりしていた。理数の教室の中に入ることが怖かった。」「教室に入り、みんながこっちを見てひそひそ話しているように感じ、自分のことを話していると思っていた。これから3年間このクラスで過ごすと考えるととてもつらかった。」と語っている。

（7）担任教諭は、対象生徒が課外に来なくなったので、対象生徒宅に電話をした。その際、対象生徒からB、Cから無視されている話を聞いた。担任教諭は、対象生徒に「一緒に相談にきたCが、なぜそんなことをするのか理由を聞いてみたくない？」「聞いていい？」と確認したところ、対象生徒は「探りを入れてもOK」ということだったため、Cと話をした。担任教諭が「最近対象生徒は課外欠席しているけど何か知らない？」と聞くと、Cは「夏休み中、連絡は取

ってませんでした。で、自分も体調悪かったです。」「課外初日に雨が降ってて、自分は送迎してもらった。送迎するときは、何かいちいち言わずに先に行っていいと言われていたので、そのときは自分も先に車で行きました」と話した。しかし、対象生徒によるとそのような発言はしていないとのことであった。担任教諭がCに対して「対象生徒の何か嫌なところがあるの？」と聞くと、Cは「[redacted]」などを話し、担任教諭が「私から見てあなたとも距離感があるように思うんだけど」と話すと、「Bが対象生徒に関わらないようにし始めたときに、1人にしてはいけないと思って寄り添った。対象生徒も他の人たちのところに行ったりするので、大丈夫かなと思った。対象生徒が自分に話しかけてくれれば対応するつもりだった」と答えた。

その後、担任教諭は、Cと話したことを対象生徒に伝えたが、直接の理由は伝えていない。

（8）学年の状況把握をするべき地位にいた学年主任は、8月のお盆過ぎから1週間ほど[redacted]していた。その[redacted]中に、担任教諭から電話があり、いじめの問題が発生している旨の報告がきた。なお、その電話の際には、すでに管理職にも同様の報告を行ったとの報告もあった。これ以前には担任教諭から報告はあがってきておらず初期対応、管理体制に不備があったと考えている。ただ、これ以前にもコミュニケーション自体は円滑だったと思っていた。

学年主任が[redacted]したのが8月20日過ぎであり、出勤したときにはそれまでの大筋の情報は確認した（もっとも、過呼吸や席替えの

案件などは８月末から９月初めに知った)。その上で対策を講じる内容やいじめ防止対策委員会の開催などを協議した。

(９) 席替えの対応の件から、対象生徒の母親は担任教諭への不信感を抱き、８月の終わり頃にはクラス替えを要望するようになった。担任教諭としては、理数コースというところもあって、担任教諭の独断で「それは頼んでみますね」とか「可能ですよ」とは言えず、「原則厳しいと思います」としか回答できなかった。また、その頃、担任教諭は、いじめ対策委員会でいじめと認知されるまで「いじめ」という言葉を使わなかったため、対象生徒の母親から「先生はなぜいじめと認定してくれないんですか」と言われており、対象生徒母親からの心象は良くないことを感じていた。

(10) 担任教諭としては、７月 26 日の三者面談で一段落ついていたと思っていたが、８月の終わりに対象生徒が課外に来なくなって、面談をして、事態がそこから続いていたということを把握した。

そこで、担任教諭は、夏休み中で会議がない時期だったので、管理職や教育相談部に個別に報告した。学年主任は[redacted]していたため、そのときには報告できていない。

(11) 担任教諭は、最初は対話をして関係修復を図れないかを試みた。Ｂからは、すぐに「ごめんね」という言葉が出てきて対応できていたが、Ｃは、８月末のときは、自分も嫌な思いをさせられたと思っており、関係修復は厳しいと感じていた。

(12) その頃、８月 20 日には、対象生徒母親が、精神科・心療内科クリニックに相談し、９月１日に受診していた。その結果、対象生徒は、適応障害、過換気症候群の診断を受け、提出された診断書には就学において負担にならないよう配慮は必要である旨、示された。

学校のいじめ調査報告によると、９月２日に学校は対象生徒母親

へ連絡している。対象生徒母親からの報告により、受診の状況を把握し、医師からクラス替えや転学を考えた方がよいとの意見があったことを知り、対象生徒母親に対して、登校支援プログラム制度を説明した。

また、同じく学校のいじめ調査報告によると、8月21日に対象生徒からスクールカウンセラー（以下、「SC」とする）との面談希望がなされた。SCの記録によると、9月30日、10月7日、10月28日、11月25日、12月23日に対象生徒との面談が行われている。

(13) 8月下旬ころ、校長、副校長、教頭、主幹教諭、事務長の5人で実施される毎朝の打ち合わせにおいて本件について報告され、これにより、当時の校長が知るところとなった。そのときの報告内容としては、いじめられている、複数人が関与しているといった内容であった。

3　2学期以降の状況

（1）　9月5日～9日頃、対象生徒のインスタグラムのDMに、匿名で悪口が送られてきた。対象生徒は、そのDMの内容がクラスの内情に詳しいものだったので、クラスの誰かから送られたと思い、担任教諭に相談した。

（2）　その頃、担任教諭は、BはCに同調、Cも相手に同調していたということを聞いていた。Cは、最初は自分が嫌だなと思っていて、それにBが同調してきて、Bの方が強く無視するようになったと述べ、このことはBも認めている。

（3）また、対象生徒は、9月13日に、7月8日までの経過を時系列にまとめたものを担任教諭に渡した。

（4）9月の分散登校の頃、Iは頻繁に担任教諭に呼ばれるようになり、

「また呼ばれた、面倒くさい」と言っていた。ＪやＢも、少し呼ばれることがあった。その際、Ｉは担任教諭から「声も大きいし、発言力もあるので周りに影響を与えるので発言は考えなさい」と指導され、「自分の発言には気を付けなさい」と何度も言われていた。ＫとＮは状況確認のために呼ばれ、８人のLINEグループのメンバーもLINEの会話に関する聴き取りで１度呼ばれた。Ｉは、担任教諭に呼ばれることの不満もあり、まだ対象生徒の悪口を言っていた。

（５）　夏休み明け、対象生徒がzoom参加している際、Ｊが「教室くればいいじゃん」と言った。Ｊが、対象生徒のことを「生理的に無理」「苦手だ」「戻ってきてもしゃべらない。」と10人ほどの生徒がいる前で言っていた。

（６）　担任教諭は、話合いの場を設け、一部生徒が対象生徒と話をして思いを伝えた。ＡとＢは、そこで多少距離感がよくなったようだが、Ｃとの距離感は解消することはできなかった。

担任教諭とクラス全員の生徒との間で、対象生徒のことや学習のことで面談が行われた。その際、Ｋは、担任教諭から「対象生徒と一緒にいてあげて」「助けてあげて」と声をかけられている。

その頃、Ｉは、対象生徒が教室に入れなくなった一方で、休み時間だけ教室に来ていたことから、いじめが原因で教室に入れないということは聞いていたが、学校に来ているのに休み時間だけ教室に来るのはずるいなどの発言をしていた。休み時間に教室に来たりすると「いるじゃん」「授業には出ないのに休み時間は教室に来るんだ」というような話題になっていた。

（７）また、養護教諭と担任教諭が、対象生徒とＣと話をした。Ｃは、お盆明けにお迎えに行けなかったということからしゃべりかけづらくなった点について対象生徒に「ごめんね」と謝った。

加えて、朝の迎えにいかなくなったことについてもCが対象生徒に謝罪をした。

（8） Iとしては、自分が「[redacted]」「すぐこける」などの悪口を言い出したのはこの頃であるとの認識であった。「『そのことを対象生徒が聞いて傷ついたらいじめになる』というような直接的な指導はなかった」と述べている。Iは「とにかく面談は嫌だった。面談は事情聴取のような感じで自分の気持ちを話しやすい面談ではなかった。いつどんなことを言ったのか、そこに誰がいたのか、誰と話をしていたのか、誰か他に知っている人はいないか。そういうことばっかりを聞かれた。」と述べている。

また、秋の競歩会ぐらいの時期には、クラスの中では悪口は言わなかったが、裏では悪口は続いていていた。Kは、A、Bから、Cが悪口をまだ言っていることを聞いていた。そのころから対象生徒が教室に入らなくなった。

（9）学校は、9月24日に第3回いじめ問題対策委員会を開き、対象生徒に係る一連の事象について、いじめと認知した。対象生徒保護者は、クラス替えを要望していたので、そこから対策委員会を立ち上げることになった。対象生徒の件に関しては、一旦、7月で終わっていたが、8月の終わりに再燃してきたので、いじめ問題対策委員会は9月に開催されたものであった。

（10）担任教諭は、いじめ問題対策委員会のメンバーではないが、状況を一番知っているので、最初報告書を提出し説明を行った。いじめ対策委員会の中では、学年主任から担任教諭に対して「やっぱり早めに報告を」という趣旨を伝えた。

学年主任としては、7月の時点でいじめとして認知する必要があったと考えている。いじめ調査委員会までの間での事実確認、情報

収集は学年主任と担任教諭の2人で行った。なお、対象生徒の母親対応は、10月以降は主に学年主任が行っていた。9月以降のケース会議や学年会は50分という制限があるため十分な議論ができたかは疑問があるとの認識であった。

また、いじめ問題対策委員会では、持続的に起こっている事案なので、Cに対しての聴き取り、対象生徒に対してのアプローチ、保護者からの聴き取りなどについて検討していた。

いじめを認知したときに、担任教諭は、謝罪の場を設定すべきと思った。本人同士もだが、保護者同士も謝罪の場というのを設定しようと思っていたが、9月25日の時点で、対象生徒の母親は、謝罪は要求しないということであった。また、担任教諭としても、その前のリモートで偶数と奇数と分散登校の際に、対象生徒がIの声を聞いただけで逃げていったのを見ていたので、無理して会わせるのはあまりよくないと思った。そこで、担任教諭は、関係を構築しつつも、対象生徒に対する謝罪を引き出していけるようにしていきたいと考えたが、対象生徒には適応障害の診断も付いていたので、無理して会わせるのはよくないと思った。

(11) 9月24日のいじめの認知以降、対象生徒のケース会議も週1回開催され、対象生徒と対象生徒を取り巻く人たちの把握と対策、誰が誰にアプローチするかを決めていった。

ちょうどリモート授業が終わる時期だったところ、担任教諭は、副校長から「10月1日に対象生徒が来るかどうかが勝負だ、10月1日に是非来てほしいと言うように」指示された。これに対して、担任教諭は「いや、それは無理でしょう」と回答したが、副校長からは「早く来てほしいという思いを伝えるように」と再度、指示されたので、担任教諭はその旨を対象生徒に伝えた。後々、担任教諭

は、それがとても担任教諭に対する不信感に繋がったということを対象生徒側から伝えられた。

(12) 9月24日、当時の校長の判断により、学校が本件をいじめとして認知したが、当時の校長の認識としては、8月下旬にいじめ事案として報告が上がって以降、担任教諭らはいじめを解消するための取組をやっていたようだというものであった。いじめを認定する、認定したからといって、それはなくなるわけではないので、担任教諭や学年主任は、それぞれにいじめをなくすというのは精一杯対応していたと思うが、当時の校長としては、もうちょっと早く、8月に報告があった時点でいじめと認知して第三者にも動いてもらって対応できたらよかったかもしれないとの思いはあるとのことであった。

(13) この頃以降のケース会議の中で、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」とする)の話は出ていた。しかし、担任教諭たちは、SSWは関係する家庭と家庭をつなぐ役割であると思っていた。対象生徒家とC家の間に入ってもらう、対象生徒家とI家の間に入ってもらうものであると思い、それを依頼しようとしていた。そこで、対象生徒の保護者に、相手の保護者の方と会わないか意向確認をしたが、対象生徒の保護者からは会う必要はないと言われたため、SSWの方には、どのように関わってもらえばいいのだろうという気持ちになった。もっとも、この点について、対象生徒保護者は、相手の家庭がどう思っているのかと学校に聞いたところ、「個人情報のため答えられない」という回答であったため、学校に何を言っても無駄と思ったことや加害生徒側が真摯に向き合い、話し合いが必要だと思うのであれば相手から提案があるべきだと思ったことから、加害生徒側に対して要望を伝えることもなかったとのことであった。

また、担任教諭は、そのいじめ問題対策委員会に入っている外部のSSWが今回の件のSSWだと思っており、学年主任がこのSSWと連絡取り合ってアドバイスを受けていた。しかし、10月頃、どうも違うらしいということが分かり、別の人に依頼しないといけないということを知った。それは管理職は分かっていたようであるが、担任教諭としては、県の学校安全・安心推進課職員が学校に来てSSWを入れたほうがいいという話があったと聞いたものの、保護者同士の対面は断わられている状況で、どのように対応依頼をしたらいいのだろうという気持ちになっていた。さらに、その時期は、担任教諭と対象生徒保護者との関係が悪くなって学年主任が対応している時期だったため、SSWへの依頼を提案したかったけどできなかった。

かつ、10月、11月は対象生徒が登校支援プログラムで保健室登校はできており、回復の傾向が見えていた。周りの生徒たちも謝罪の気持ちも述べ始めていたことから、SSWの導入は急がなかった。

(14) 10月初めには、Cが対象生徒に謝罪の手紙を書いた。

そこに至る経緯として、担任教諭は、対象生徒が学校に登校できなくなったこと、学校はいじめとして認知し対応していることをC、I及びJに伝えた。さらに、対象生徒保護者から謝罪文を求められていることを伝えた。しかし、対象生徒からすれば、この時期に対象生徒側から謝罪文を求めた事実はなく、むしろ手紙を渡されてびっくりしたとのことであった。

いずれにしてもCは、直接会って謝罪をした方が気持ちを伝えやすいと思い、文字よりも言葉で伝えたいと担任教諭にお願いをした。しかし、担任教諭は、会って話すことは難しいということをCに伝えた。Cは、謝罪文を書いて保存されたら気持ち悪いと思い、対象生徒が読んだ後、担任教諭が回収するのであれば良い、という条件

で謝罪文を担任教諭に渡したものであった。

担任教諭は、Cに対して、謝罪文は回収しない方がいいのではないかと提案し、Cの母親にも電話で、「本人は回収してほしいと言っているんですけど、でもちょっと今の状況から考えて回収したら、ますます状況が悪くなりませんか」と話したが、Cの母親の回答は「それが本人の意思なので」ということだった。

担任教諭は、ケース会議でも回収しない方がいい旨を提案した。しかし、副校長から「手紙を書いたのはCなのだから、Cの意思を尊重すべきだ」という発言があり、ケース会議においても回収するという結論になったので、担任教諭はそのような対応をした。

(15) 10月6日、対象生徒の母親は、担任教諭に対して「どうしてCの意見ばっかり尊重するのか。対象生徒には、Cはその手紙を返してほしいと言ってるが、読む？どうする？と、どうして聞いてくれなかったのか」ということ伝えた。

10月8日、対象生徒が早退した。母が迎えに来たときに、担任教諭は、対象生徒の母親の不信感を感じていたので、学年主任に同行をお願いした。その際、対象生徒の母親は「担任の先生は外してください」と言い学年主任と話をした。その翌週、対象生徒の母親から学年主任に対して、担任教諭をこの件から外してほしい旨の要望の手紙が届き、学年主任が基本対応することになった。

(16) また、担任教諭は、10月7日頃にAからLINEの画面を見せてもらい、B、C及びIが対象生徒が見たら傷つくようなやり取りをしているのがあったのを確認した。その内容は、周りがIに対して、「好きなんだろ」って聞いたら、Iが「嫌い」って言った。そしたらBが「どこが嫌い？」って聞き返し、Iが「すぐこける」とか「[redacted]、きしょい」と言い、Cがそれに、「きょうかーん」と返して

いた。Bが「[redacted]」と言うと、Cが「[redacted]」と返し、Bが「こわっ」っと返しているものであった。

担任教諭は、対象生徒に対して「B、C及びIの発言は確認できた。他の人は何も言っていない」と伝えた。Aが、自分が見せたということは周りに知られたくないと言ったので、誰から見せてもらったとかは言っていない。

この件は、以前にB、C及びI本人達も認めていたので、いじめと認知した段階で担任教諭が保護者も呼んで、いじめと認知したこと、そういうのはよくないということをB、C及びIに指導した。

(17) この頃から、対象生徒は、SCとも面談を行っていた。その面談にあたって、学校から対象生徒の状況や事案の概要をSCに伝えていた。もっとも、担任教諭としては、SCに状況や概要を伝えていても、[redacted]。

SCが来校する時間は、ケース会議の時間と重なっていなかったため、担任教諭はSCに頻繁に会うようにしていた。対象生徒だけでなく、カウンセリングを受けていたCについても相談しており、対象生徒に関しては、不安を取ってあげたほうがいい等の話をSCから聞いてケース会議に臨んでいた。SCは会議には参加していないものの、SC意見を聞いて共有し、対応を決めていた。

(18) この点について、当時の校長は、今回の事案に対して、いじめ問題対策委員会に入っている外部のSSWに保護者とのやり取りをしてもらうことができるシステムだったと思っていた。しかし、実際には別のSSWが対応しており、具体的に、当該別のSSWが保護者との話を対応するようになった経緯については把握していない。

(19) 担任教諭としては、全て年間通して、基本的にはケース会議で決まったことをやっていた。副校長が言ったことに対して、担任教諭は、「いや、それはちょっと言えません」と言ったこともあるが、管理職判断ということだったら、「私は言わないといけないのかな」と思っていた。

(20) その後、Cは、上記謝罪文について、「担任教諭と対象生徒とで話し合いをしたときに、登校の際の迎えに行かなかったことについては申し訳ないということは伝えたが、その後も迎えに行ったけど時間通りに来てくれなかったり、約束したのに先に出かけたりしたことがあり、Cとしては不本意な思いで謝罪文を書いた。書いたことは嘘ではないが、書かされたことには納得したわけではなく、本心ではない」とBに話した。

担任教諭は、その発言があったことについて、対象生徒から聞いた。その発言を聞いた他の生徒がいて、それを対象生徒に伝え、担任教諭は後々知ることになったものであった。しかし、対象生徒によるとCから置いていかれたり待たせたりしたことはあるが、先に出かけたことはないとのことであった。

元々、A、B、Cと対象生徒の4人グループだったが、対象生徒が登校していなかったので、3人グループになっていた。Bは、担任教諭らから指導を受けて駐輪場で謝罪をした。Aは中立の立場だったが、Bが親まで呼ばれて指導を受けたり何回も面談したりしているのを知っていたため、AとBとしては、とにかく悪口とかはよそうという気持ちはあった。しかし、Cは、その3人になったときに、この人たちだったら自分の気持ちが分かってくれるだろうと思って、対象生徒への煮え切らない思い、自分はやっぱり寄り添ってあげたのにという気持ちがあるとの不満を漏らしていた。この2人は、

Cといると自分たちも対象生徒の悪口を言っていると思われるのが嫌だったので、11月ぐらいからCを遠ざけ始めた。そこで、Cも学校に来たり来なかったりという状況があって、担任教諭はCに上記「本心ではない」旨の発言の真意を聞ける状況になかった。その発言についてCに確認したのは、1月か2月に入った頃であった。そのとき、Cは、「強がって言った」「本心じゃないと言ったのは本心じゃない」と言った。

その後、上記の件について対象生徒から謝罪文を要求されたが、C家としては、もう10月の段階で謝罪文書いた、何で2回目を書かないといけないんだとなった。担任教諭は、Cに対して、文面に残したくなければ、直接会うか、リモートでもと話をしたが、実現しなかった。

(21) 11月15日、Gからの情報として、別の高校の生徒Oが、次の2点を対象生徒のインスタグラムのダイレクトメッセージで送信した。

ア　Iが「(対象生徒が)リモートで出席扱いになるのはずるい。」と言った行為。

イ　教室でクラスメイトが対象生徒の悪口([redacted]、うるさいなど）を言ったという行為。

そのことについて、対象生徒は、Kに「変な人がいる」とインスタで相談した。同じクラスと思われる人物が、別のクラスの人を装って、DMで対象生徒にクラスのことを聞いてくるとの相談であった。また、この件について、学校はGにも事情を説明して調査もしたが、結局本人と保護者が認めなかった上に、アカウントが消されてしまったので調べようがなかった。

Gの中学校友人のOという人物は、実在する人物であった。学校

は、0の担任教諭に話を聞いたが、0は基本インスタをやらないので、インスタのメッセージを送れない。また0は定時制なので、ちょうど送られてきた時間帯は授業中だった。しかも、その0は対象生徒のことを知らないと言っているということもあった。

担任教諭は、対象生徒に、0は今回の件には無関係であること、それは確認済みであることを伝えた。対象生徒の母親には、送り主がわからなかったことを学年主任が電話で伝えた。担任教諭は、Gは、学校でのいろんなことを自分の中学校の友達に話したということは認めていたので、「そのクラス内のね、誰かが1人になってとか、そんなの他校生に言わんでも言いたい」「その人が対象生徒にいらんメッセージを送って、対象生徒が不安になってるっていう事実はあるから、余計なこと、クラスのことを部外者に言わんで」と注意した。

担任教諭は、クラス全体に対して、分散登校が終わるときに、まず偶数チームと奇数チームに、今、対象生徒が本当は偶数なのに奇数に来てることについてこのクラスの中で悪口があったこと、いじめのロングホームルームとか弁護士の方が来て話をしたときにも、相手が嫌がることをしないことなど、改めて指導し、学年主任も終業式などで伝えていた。伝え聞きで言う人たちに対しても、良かれと思って言っているかもしれないけど、相手は傷ついているということは折に触れ言ってきた。

(22) その後、11月、12月ぐらいから対象生徒が不調を訴え始め、そのSNSでのなりすましの件が発生した頃から、一気に状況が悪化した。

(23) 令和4年1月13日、体育館で緊急学年集会があり、服装検査が行われた。その日、対象生徒は、年明けから風邪を引いて体調を崩

しており、久しぶりに登校した。副担任教諭が対象生徒の担当で、対象生徒が体育館まで来たので、対象生徒と一緒に体育館後方に立っていたが、その後副担任教諭がその場を離れた際に、担任教諭が近づいてきて、ここまで来たなら並びなさいということで、対象生徒をクラスの列に並ばせた。同年1月31日、対象生徒保護者は、対象生徒が学校に行きたくないと言っていることを学校側に伝え「対象生徒本人に、聞いてくれたらよかったのに、そこから学校が嫌になった」旨伝えた。

(24) また、対象生徒は、同年1月31日に行われた面談で「SSWが加害生徒側との間に入ってもらえるがどうするか」問われたが、上記謝罪文の事件など今までの経緯を踏まえ、自分の思いが学校に伝わらないと学校に伝え、これを断った。

その後、対象生徒は、SSWについて調べ、SSWは学校と家庭もつないでくれるということを知り、その旨、学校側に指摘した。担任教諭は、それによって初めて、SSWが学校と保護者との間に入ってくれるということを知った。ケース会議の中では、SSWというのは家庭間をつなぐ役割だと説明が出ており、家庭間の関係性を繋ぐ必要が生じたときに活用するという前提で話し合いが行われていた。対象生徒から学校に対する気持ちを代弁してもらうためにもSSWに依頼できるという認識が、ケース会議に関わるメンバーの中にはなかった。

4　3学期以降、転学に至るまで

(1) 対象生徒としては、クラス替えというのが一番最初からの要望であった。

しかし、担任教諭の認識として、学校としてはどうしても理数コ

ースという特性上、それができないというスタンスで接しないといけないということがあり、最初から着地点がずれていた。そういう状況で進まないといけなかったので、なかなかかみ合わないままであった。しかも、対象生徒は12月の段階で1月になったら面談がしたいと希望しており、担任教諭と学年主任は、対象生徒本人のことだけを考えれば、クラス替えはしたほうがいいと思う旨校長に相談していたが、校長の判断は、学校全体の流れというのを見たときに、学校としてはそれがいいとは言い切れないからということでクラス替えはないということになった。

しかし、担任教諭の気持ちとしては、そこでクラス替えが行われていたら、対象生徒の人生も何か変わっていたのではないかという、後悔に似た感情がある。一連のことを考えて、担任教諭として何かできたかなと思うことは、「席替えのときに、結局替えるのであれば1回目のときに替えてあげられてたかなというのは後々思う」。「もう1つは、クラス替えの件でどうにかならなかったのか、どうしても担任教諭が対応していたので、対象生徒や保護者に不信感を与えてしまったという思いがある」とのことであった。

（2）令和4年6月の当該校作成のいじめ調査報告書について、当時の校長が作成を指示したことはない。後任の校長に引き継ぎのためのメモは残してきたし、学年主任や担任教諭もそれぞれ引き継ぎをしているはずなので、それを元に作成できるのではないかとの感想である。何かあったときには質問とかもされていたので、当時の状況を聞かれたのではないかとは思うが記憶があまりないとのことであった。

第6　事案の事実経過から認定しうる事実

1　令和３年５月頃から、複数生徒が、対象生徒をセクシー俳優の名前で呼ぶようになった行為について

対象生徒は直接面と向かって言われた旨述べているところ、これは、当調査委員会聴き取り調査において、Ｉも認めていることから事実と認められる。

2　令和３年６月頃、Ｉが対象生徒を避けた行為について

対象生徒は「露骨に避けられた、その理由をLINEで聞こうとしたが無視された」旨述べるところ、Ｃは、当調査委員会による聴き取り調査において「Ｉが対象生徒のことを『あまり好きじゃない』と発言していた、複数名で公園に遊びにいった後にはＩが対象生徒に対して怒っていた」など、当該行為に至りうる周辺事実について述べている。

Ｉも、当調査委員会による聴き取り調査において「無視はしていない」と否定するものの、「嫌いな人とは極力関わらないようにしていたことから対象生徒とも自分から関わることはしなかった」旨述べており、少なくともＩが対象生徒を避けるような行為をしていた事実は認められる。

3　令和３年６月頃から、B、Ｃが対象生徒を無視した行為について

Ｋは、当調査委員会による聴き取り調査において「対象生徒がB、Ｃのグループから外されており、Ｂが陰で対象生徒の悪口を言いながら無視していた」旨述べ、Ｉも、当調査委員会による聴き取り調査において「ＢとＣが対象生徒と完全に離れているようだった」旨述べていることから事実と認められる。

4　令和３年６月頃から、B、C、Ｉ及びＪが、グループLINEにおいて、

対象生徒のことを「[redacted]」「すぐこける」「気持ち悪い」「無視に気づけ」などの悪口を言い、D、E、F、Gなどの複数の生徒がこれに賛同した行為について

Kは、当調査委員会による聴き取り調査において、当該グループLINEでの会話を聞いていた旨述べ、かつ、令和3年当時に対象生徒とのLINEにおいてもその旨報告している。

Iも、当調査委員会による聴き取り調査において「『無視に気づけ』と言ったかもしれない」、「友達との会話で対象生徒の悪口を言ったことがある」としたうえで、上記の内容を述べている。またDも同聴き取り調査において、C、Iが中心となって悪口を言っていたと述べている。また、Iは「6月後半から距離を置いた。本人がいない教室などで「[redacted]、よくこける」など悪口を言った」「露骨に態度で表した」と述べている。

Cも、対象生徒の「動きがいちいちうるさく、注意した。しかし、変わらなかった」ので、対象生徒に対する「負の感情が大きくなった」「このままだといじめになると思い寄り添ったが、自分の気持ちと裏腹の行動だったため、ますます負の感情が大きくなった」旨述べている。

Bも「最初、Cが悪口を言い始め、自分も流されて悪口を言うようになった」旨述べている。

以上の状況から、事実と認められる。

5　令和3年6月30日、対象生徒が入っていないグループLINE（B、C、D、E、F、H、Iなど）で「一緒に行きたくないって思われているのに何で気づけないだろう」と対象生徒の悪口を言っており、そのことを翌日Cが「グループで悪口で盛り上がった」と元対象生徒に伝

えた行為について

当調査委員会の聴き取り調査において、グループLINEに入っていたCが上記の内容を述べていること、また対象生徒がCから直接聞いた旨述べていることから事実と認められる。

6　令和3年7月1日、I、J他数名の生徒が、過呼吸になった対象生徒を見て笑っていた行為について

当調査委員会聴き取り調査の結果、Iは、対象生徒が過呼吸になった事実自体、覚えていないとのことであった。また、Cは当調査委員会による聴き取り調査において、「悪口が聞こえて（対象生徒が）過呼吸になった覚えがある」と述べており、「具合が悪そうだったので近づいて声をかけた。みんなでどうしようと右往左往しているうちに先生が来て保健室に連れていった」旨述べた。

Kも当調査委員会による聴き取り調査において、「周りが教室で（対象生徒の）悪口を話しており、それに対して対象生徒が聴けていたかわからないが過呼吸になり」と述べていることから、悪口を話していたこと自体は事実と認定できる。

もっとも、複数生徒が笑っていたという事実について、Kは、対象生徒が過呼吸を起こした事実自体は「一番記憶に残っている出来事」としつつ、「ざわざわしていた。笑うとかではなかった。」旨、回答している。この点、対象生徒は、KからのLINEで複数生徒が笑っていた事実を知った旨述べるところ、対象生徒とKとの間の令和3年当時のLINEのやり取りによると、数名が笑っていた旨のKによる発言がある。

一般論として、記憶が鮮明であるのは令和3年当時のLINE上のKの発言であると思料されるところではある。しかしながら、そのK自身から、I、J含め他の生徒が笑っていた事実については否定されて

いることもあり、当該事実があったとは断定できない。

7　令和3年7月7日、Cが対象生徒に謝罪し、グループLINEを見せ、このグループでB、C、E、Iが対象生徒の悪口を言っていたと伝えた行為について

本調査委員会の聴き取り調査において、Kが「Cは謝罪はしたが、いじめ行為は止まなかった」と述べていること、対象生徒が直接受け取り、聴き取った行為であることから事実と認められる。

8　令和3年7月14日、席替えの結果、対象生徒の近くの席になったIが、「この席、最悪」「嫌だ」という趣旨の発言をした行為について

当調査委員会による聴き取り調査において、Kと対象生徒は、当該発言を聞いており、これを担任教諭に相談に行った旨述べている。また、I自身も当調査委員会による聴き取り調査において「そのような気持ちであったため、言ったかもしれない」旨述べていることから、事実と認められる。

9　令和3年7月30日、Cが、対象生徒に対して「今度から一人で登校して」と発言し、同日登校後、自ら無視悪口の主体であると対象生徒に説明していたBの元に行った行為について

対象生徒は上記のとおり述べているところ、C自身、当調査委員会による聴き取り調査において、その事実を認めている。また、Kも当調査委員会による聴き取り調査において「Cが登校してきた際に『対象生徒を置いてきた』と発言していた」旨述べており、かつ、令和3年当時の対象生徒とのLINEにおいて、その旨報告していることから、事実と認定できる。

10　令和３年８月、Ｃが、対象生徒のLINEのステータスメッセージに、勝手に自分のアイコンを使わないようにと言った行為について

Ｃは、対象生徒に対してだけではなかったとしつつも、「いつまで勝手に使ってんだよ」と書いたことは認めており、当該書き込みがなされたこと自体は事実と認められる。

11　令和３年９月、Ｉが「なんで自分だけ悪いんだ」「面談、また呼ばれた。めんどくさい」などと発言した行為について

当調査委員会による聴き取り調査において、ＣはＩの当該発言を聞いた旨述べており、Ｋも間接的にＩの上記発言を聞いた旨、当調査委員会による聴き取り調査において述べている。Ｉ本人も、当調査委員会による聴き取り調査において、上記発言内容のような気持ちはあった旨認めている。

Ｉには上記内容通りの気持ちがあったことは事実であるところ、それと同内容の発言を聞いたという人物が複数人いることから、当該発言があったこと自体も事実として認定できる。

12　令和３年９月、ＩやＪが対象生徒について「教室に来ればいいじゃん」「休み時間だけ教室に来るのはずるい」「生理的に無理」などと発言した行為について

当調査委員会による聴き取り調査において、Ｉ自身が認めており、また、Ｊの発言についてはＣ、Ｋが聞いた旨、当調査委員会による聴き取り調査において述べていることから、事実と認定できる。

13　令和３年10月頃、Ｃが、対象生徒に謝罪の手紙を渡した後、謝罪は

本心ではない旨、発言した行為について

Kが間接的に聞いており、その後令和4年1月か2月頃に担任教諭がCに確認したところ「本心じゃないと言ったのは本心じゃない」と答えていることから、当該発言があったことは事実と認められる。

14　令和3年11月15日、他校生徒が、対象生徒に対して、「Iが、対象生徒はリモートで出席扱いになるのはずるいと発言していた」「教室で、複数の生徒が対象生徒の悪口を言っている」旨のダイレクトメッセージを送った行為について

他校生徒か否かは確認できないが、ある人物と対象生徒とのやり取りにかかるスクリーンショットがあり、上記内容のダイレクトメッセージが送られた点については、事実として認められる。

第7　認定した事実に対する評価

いじめ防止対策推進法第2条によると、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。第6において認定した事実について、以下、評価を加え、いじめ該当性を判断する。なお、特段の言及がない限り、対象生徒と関係生徒の間には、学校が同一であり、「一定の人的関係」があるものと認める。

1　第6の認定事実1について

対象生徒は、最初あだ名で呼ばれていると思っていたが、セクシー俳優の名前だとわかり、その名前で呼ばれることがすごく嫌になった

とのことである。当該呼称は、対象生徒が心身の苦痛を感じる呼称であり（もとより、通常人をしても苦痛を感じるものと評価しうる。）、対象生徒を当該呼称で呼ぶ行為は、対象生徒が心身の苦痛を感じていたものと評価でき、いじめと認定できる。

2　第６の認定事実２について

対象生徒は、Ｉ本人に、自分がＩに対して何かしたかを訪ねたが、無視されたと感じている。対象生徒を避けた行為は、いわゆる「仲間外れ」（後述する４項において、「無視していることに気づけ」等の言動からその意思は推認できる。）にしている印象を対象生徒に与え、心理的な影響を与えて心身の苦痛を感じさせるものであるから、いじめと認定できる。

3　第６の認定事実３について

対象生徒は、B、Cに話しかけても冷たく、理由も教えてもらえなかった。前項同様、「仲間外れ」にしている印象を対象生徒に与えるものである。対象生徒は、周りに相談できず１人で悩み、母親には「学校に行きたくない」と告げるなど、当該行為は、対象生徒に心理的な影響を与え心身の苦痛を感じさせるものであり、いじめと認定できる。

4　第６の認定事実４について

複数生徒が対象生徒の悪口を言っていた行為、及び、複数の生徒がこれに賛同した行為であり、いずれも対象生徒が心身の苦痛を感じるものである（通常人をしても同様である。）。実際に、対象生徒は心身に苦痛を感じたものであるから、いじめと認定できる。

5　第６の認定事実５について

令和３年６月30日、複数生徒からなるグループLINEにおいて対象生徒の悪口、不満を言っていた事実について、対象生徒は、その翌日にＣから聞かされる。対象生徒は、当初は誰の悪口不満か把握できていなかったが、後にそれが対象生徒自身のことであることをＫから聞かされた。その事実を対象生徒に言ってきたＣに対して恐怖を感じ、人を信用するのが怖くなった。

複数生徒が対象生徒の悪口を言っていた行為自体、いじめと認定し得るものであるが、それに加えて、必要性もないにもかかわらず、敢えて、その対象が対象生徒であることを秘して悪口で盛り上がった旨を伝えたＣの行為も、対象生徒が心身の苦痛を感じるものであり、いじめと認定できる。

6　第６の認定事実７について

Ｃは、対象生徒から「悪口を誰が言っていたのか教えてほしい」と[redacted]と伝えたものである。もっとも、Ｃは、対象生徒に対して謝罪し、「周りに合わせて無視をした。」「自分は気にしていない」とも伝えている。その際に、あるグループのLINEを対象生徒に見せ、このグループで対象生徒の悪口を言っていたと説明をしたうえで、Ｃは対象生徒に「これからは一緒にいる」と伝えた。

Ｃが対象生徒に対して、「グループLINEを見せ、このグループでＢ、Ｃ、Ｅ、Ｉが対象生徒の悪口を言っていたと伝え」ることは、その必要性がないにも関わらず、あえて対象生徒が心身の苦痛を感じさせてしまう言動であり、同行為はいじめと認定できる。

7　第６の認定事実８について

Ｉの上記発言を聞いた対象生徒は、席を変えてもらうよう担任教諭に相談にいっている。Ｉの発言により、対象生徒は、Ｉの自身に対する感情的嫌悪を認識し、その結果、心身の苦痛を味わっている。また、席替えの次の日も、対象生徒は、後ろにＩがいて自分のことを見られることに恐怖、苦痛を感じ、また悪口を言われるのでは、笑われるのではと思い、息をするのが苦しくなり、過呼吸に陥っている。

すなわち、本件Ｉの発言は、対象生徒に対して心身の苦痛を与える行為であって、いじめと認定できる。

8　第６の認定事実９について

対象生徒は、もしかして、また無視されるのかと思い不安になった。また、ＣがＢの元に行くことを目の当たりにし、理解出来ず、混乱した。当該行為により、Ｃからまた避けられる、無視されるという不安感に加え、Ｃ自身がいじめの主体であると対象生徒に説明していたＢの元に行ったことによりＣ自身も対象生徒に対するいじめに加担することを想起させるものである。また、「仲間外れ」という印象を抱かせる言動であり、対象生徒の心身の苦痛を与えるものであって、いじめと認定できる。

9　第６の認定事実１０について

Ｃが対象生徒に対して「仲間外れ」を実施しているという疑念を対象生徒に抱かせていた経緯、及び、Ｃが、一度は対象生徒に謝罪し、これからはそばにいる旨を発言していた経緯がある。この経緯の中で、Ｃが突然に、自分のアイコンを使用させないようにした本件発言は、一緒に撮影した事実、同じアイコンを使用していた事実をも否定され、

無視、拒絶、「仲間外れ」の度合いを強められたという印象を対象生徒に与えるものであり、その心身の苦痛を惹起するものとしていじめと認定できる。

10　第６の認定事実１１について

当該発言は、後に対象生徒がこれを認識したものであるが、対象生徒としては、これにより、Ｉがいじめをしたことを反省していないという気持ちになったものである。事実、Ｉは、担任教諭に呼ばれることの不満もあり、まだ対象生徒の悪口を言っていたとのことであるから、当該発言も対象生徒に対する悪口の一内容を為すものと評価すべきである。したがって、対象生徒の心身に苦痛を与えるものとして、いじめと認定できる。

11　第６の認定事実１２について

対象生徒は、当該発言について、他のクラスメイトから聞いて認識するに至っている。対象生徒が正当な理由に基づいて教室での授業を受けていないにも関わらず、さも正当な理由がないかのように発言したもの、また「生理的に無理」という発言は対象生徒の人格を否定するものである。当該発言を認識したことにより、対象生徒は心身の苦痛を感じており、いじめと認定できる。

12　第６の認定事実１３について

一度謝罪されて安心感を与えられた後に、これを覆された発言であり、対象生徒においては騙されたという印象を受けるものである。

対象生徒もその事実を認識し、担任教諭に報告している。後に、その点について対象生徒はＣに謝罪を求めている事実からしても、当該

発言により、対象生徒が心身の苦痛を受けたものであるといえ、いじめと認定できる。

13　第６の認定事実１４について

当該行為は、対象生徒がクラスメイトから悪口を言われている事実を他校生徒も知っている旨を通知する行為である。当該行為は、他校生徒（特定はされていない。）が行った行為であるが、対象生徒のクラスの状況、人物などについて精通していることから、仮に他校生徒であるとしても対象生徒と一定の人的関係がある者と評価できる。

また、必要性がないにも関わらず、クラス内で対象生徒が悪口の的となっていることをあえて対象生徒自身に認識させる行為として、対象生徒の心身の苦痛を惹起させるものとしていじめと認定できる。

第８　重大事態の認定及びいじめとの関連性

１　重大事態の認定

（１）対象生徒は、令和３年９月１日に適応障害、過換気症候群と診断されており、法第28条１項１号に定める重大事態に該当する。

（２）対象生徒は、年間29日ほど学校を欠席せざるを得ない状況に陥っており、法第28条１項２号に定める重大事態に該当する。

２　いじめとの関連性

（１）令和３年６月頃から、B、Cが対象生徒を無視した行為（認定事実3)により、対象生徒は、周りに相談できず１人で悩み、母親には「学校に行きたくない」と告げるなどしている。

同時期にIが対象生徒を避けた行為（認定事実2)、複数生徒が対象生徒の悪口を言っていた行為、及び、複数の生徒がこれに賛同し

た行為（認定事実4）と相俟って、対象生徒に強いストレスを与えるものであり、その後の心身の不調、不登校の端緒となったといえる。

（2）令和3年6月30日に複数生徒からなるグループLINEにおいて特定の生徒の悪口、不満を言っていた事実について、対象生徒は、その翌日にCから聞かされたが（認定事実5）、後に当該特定生徒が対象生徒自身であったことを知り、Cに対して恐怖を感じ、人を信用するのが怖くなった。

学校という場が、対象生徒にとって周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に過ごすことができる場であるべきことからすると、人を信用するのが怖くなったという事態は、対象生徒に強いストレスを与えるものであり、うまく適応できずに心身の不調を発症し、学校に行けなくなることもやむを得ない状況である。同年7月7日には、Cが対象生徒に対して、その必要性がないにもかかわらず「グループLINEを見せ、このグループでB、C、E、Iが対象生徒の悪口を言っていた」と伝えた事実（認定事実7）もあることから、あだ名で呼ばれていた件も単に悪口であったと思うに至ることも相当である。これら事実と相俟って、もはや学校が周囲の友人と信頼できる関係の中で安心・安全に過ごすことができる場ではなくなっており、いじめと適応障害、過換気症候群、及び不登校との関連性は認められる。

（3）令和3年7月14日、席替えの結果、対象生徒の近くの席になったIが、「この席、最悪」「嫌だ」という趣旨の発言をした行為（認定事実8）により、対象生徒は、Iの自身に対する感情的嫌悪を認識し、その結果、心身の苦痛を味わっている。席替えの次の日も、対象生徒は、後ろにIがいて自分のことを見られることに恐怖、苦痛を感じ、また悪口を言われるのでは、笑われるのではと思い、息をする

のが苦しくなり、過呼吸に陥っている。

席に座ることを想起するだけで恐怖苦痛を感じ過呼吸に陥る状況は、登校して教室に入ることが著しく困難な状況ということができ、認定事実1、2、5及び7の事実が発生していた経緯に照らすと、適応障害、過換気症候群、及び不登校との関連性は認められる。

（4）令和3年7月30日、Cが、対象生徒に対して「今度から1人で登校して」と発言し、同日登校後、自ら無視悪口の主体であると対象生徒に説明していたBの元に行った行為（認定事実9）により、対象生徒は、もしかして、また無視されるのかと思い不安になった。また、CがBの元に行くことを目の当たりにし、理解出来ず、混乱した。当該行為により、Cからまた避けられる、無視されるという不安感に加え、C自身がいじめの主体であると対象生徒に説明していたBの元に行ったことによりC自身も対象生徒に対するいじめに加担することを想起させ「仲間外れ」という印象を抱いている。

一旦は謝罪を受け、これからはそばにいる旨発言していたCから、また無視をされる、他のクラスメイトと一緒になって仲間外れにされるというおそれを抱いた以上、対象生徒にとって学校が周囲の友人と信頼できる関係の中で安心・安全に過ごすことができる場ではなく、適応障害、過換気症候群、及び不登校との関連性は認められる。

（5）令和3年8月、Cが、対象生徒のLINEのステータスメッセージに、勝手に自分のアイコンを使わないようにと言った行為（認定事実10）は、Cが対象生徒に対して「仲間外れ」を実施しているという疑念を対象生徒に抱かせていた経緯、及び、Cが一度は対象生徒に謝罪し、これからはそばにいる旨を発言していた経緯がある中で、一緒に撮影した事実、同じアイコンを使用していた事実をも否定され、無視、

拒絶、「仲間外れ」の度合いを強められた出来事である。Cに対する信頼は完全に失われ、クラスメイトとの対応に苦慮し、うまく適応できずに学校に行くこと自体がストレス、苦痛となっていることが窺われる。よって、適応障害、過換気症候群、及び不登校との関連性は認められる。

（6）令和3年9月、Iが「なんで自分だけ悪いんだ」「面談、また呼ばれた。めんどくさい」などと発言した行為（認定事実 11）により、対象生徒としては、I がいじめをしたことを反省しておらず、同日時点においても引き続きIが対象生徒の悪口を言っているという気持ちになっている。

また、同時期に、IやJが対象生徒について「教室に来ればいいじゃん」「休み時間だけ教室に来るのはずるい」「生理的に無理」などと発言した行為（認定事実12）も認められるところ、すでに学校に行くことが苦痛となっている状況において、いじめが続いている現状、人格を否定されるような発言がなされている事実を知った対象生徒としては、さらに登校することが困難になることも無理からぬところであり、不登校との関連性は認められる。

（7）令和3年10月頃、Cが、対象生徒に謝罪の手紙を渡した後、謝罪は本心ではない旨、発言した行為（認定事実13）は、一度謝罪されて安心感を与えられた後に、これを覆されるものであり、対象生徒においては騙されたという印象を有している。安心して登校することができないのはもちろん、もはや何を信じていいのかわからなくなっていることが窺われ、不登校が解消されるはずもない状況である。よって、不登校との関連性は認められる。

（8）令和3年11月15日、他校生徒が、対象生徒に対して、「Iが、対象生徒はリモートで出席扱いになるのはずるいと発言していた」「教

室で、複数の男子生徒が対象生徒の悪口を言っている」旨のダイレクトメッセージを送った行為（認定事実14）は、対象生徒がクラスメイトから悪口を言われている事実を他校生徒も知っている旨を通知するものである。対象生徒としては、他校生徒も知っている以上、クラス全体で自身が悪口の的となっていることを想像せざるを得ない行為であり、もはや登校して教室に入ることは不可能な事態にまで至っていると言わざるを得ない。よって、不登校との関連性は認められる。

（9）以上のとおり、上記各認定事実は、直接的・間接的問わず、あるいは、単独であったり複数の事実が相互に関連し合ったりするなどして、適応障害及び過換気症候群の症状を生じさせ、対象生徒が29日も欠席せざるを得なくなったということから、法28条1項1号及び2号の重大事態という結果を招来したものであり、因果関係が認められる。

第9　学校及び学校の設置者の対応

1　学校の対応

（1）　令和3年度学校経営案の定め

ア　いじめ防止等の対策のための組織「いじめ問題対策委員会」が設置されている。当該組織の役割として、以下の点が掲げられている。

ァ）いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

ィ）いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ゥ）いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情

報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ）いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

イ　令和３年３月改訂版学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）に定めるいじめの防止等に関する基本的考え方として、「単に、いじめをなくす取組にとどまらず、学校において『いじめをしない』『いじめをさせない』『いじめに負けない』集団作りを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である旨、記載されている。その具体的対策として、以下のとおり規定されている。

ア）いじめの防止

いじめを生まない土壌をつくり、学校教育全体として「いじめは決して許されない」ことを深く理解させる、教職員自身の人権感覚や資質やスキルを高めること、教職員の言動が生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚すること

イ）いじめの早期発見

いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して生徒の小さな変化に気づく力を高めること、生徒の表面的な表情や「大丈夫です」などといった言動だけで判断しないこと、

生徒がいじめを訴えやすい態勢を整えること

ウ）いじめへの対処

いじめを受けた生徒の安全を確保した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で適切な指導をするなど組織的対応をすること、日ごろから組織的対応を可能とする体制整備を進めること、いじめは謝罪のみで終息するものではなく、関係修復を経て、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれること

エ）いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消することはできず、①いじめ行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを2つの要件としていじめが解消している状態であること

（2）いじめ防止対策推進法第16条3項の学校の相談体制の整備状況

いじめ防止対策推進法第16条は、「いじめの早期発見のための措置」として以下のとおり規定する。

ア　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

ウ　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

エ　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児

童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（３）　文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針（最終決定　平成29年3月14日）」の別添2「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント「いじめの発見・通報を受けたときの対応」には以下のとおり記載されている。

ア　いじめの防止について

ァ）基本的考え方

どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえて、いじめの未然防止にすべての教職員が取り組むことから始める必要がある。

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような取り組みを行うのかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

ィ）いじめ防止措置

ｉ）共通理解

いじめについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

また児童生徒に対してもいじめは人間として絶対に許されないとの雰囲気を醸成していくことが大切である。

ii）いじめに向かわない態度・能力の育成

他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが重要である。

iii）いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。ストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむことも大切である。

iv）自己有用感や自己肯定感をはぐくむ

すべての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

v）児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題

を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ　早期発見について

ァ）基本的考え方

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

ィ）いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。

相談等によって得られたいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である、

ウ　いじめに対する措置について

ァ）基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

ィ）いじめの発見、通報を受けたときの対応

いじめではないかとの相談や訴えがあったときには真摯に

傾聴する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告相談を行わなくなる可能性がある。このため、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる必要がある。

ウ）いじめられた児童生徒、その保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

エ）いじめた児童生徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事情聴取を行い、学校は複数の教職員が連携して必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。学校教育法 11 条の規定に基づく懲戒を加えることも考えられる。

ォ）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても自分の問題としてとらえさせる。誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

真にいじめを乗り越えた状態とは、加害児童生徒による謝罪だけでなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

エ　その他の留意事項について

ァ）組織的な指導体制

校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、平素から対応の在り方についてすべての教職員で共通理解を図る。

いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供できる

体制をとる。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

ィ）校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

ゥ）校務の効率化

学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

ェ）学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

ォ）地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携

協力を図る。

（４）本件における学校の対応について、以下、上記学校の基本方針、相談体制の整備、及び文科省指針に照らして検証する。

２　本件における学校対応の問題点

（１）令和３年７月８日

ア　その前日の出来事があり、対象生徒は、ＣとＫとで放課後、担任教諭に「LINE電話とかLINEで悪口を言われている」など今のクラスの状況を話しに行った。

Ｋは、自分が知っていることを担任教諭に話し、Ｃは「自分は他の人に合わせて悪口、無視をしたこと」「他の人が対象生徒を無視する理由」などを話した。加えて、担任教諭に対して、クラス全員の名前が書いてあるマグネットを使用して、ホワイトボードでクラスの関係図を示し、対象生徒の悪口を言っているグループなどについて説明した。

担任教諭は、「相手にやめてと、言ったほうがいいんじゃないか」と言ったが、対象生徒が「相手に知られたくない」ということだったので、「目の前であったときしか注意できないよ」と伝えた。対象生徒からは「Ｃがいるから大丈夫」ということだったので、経過観察とした。その後、担任教諭が、悪口を止めてくれそうな生徒であるＦ、Ｈ、Ｌ、Ｍなどに状況を確認すると、Ｉが対象生徒のことを嫌っていて、よくこけるよねとか[redacted]とか、そういうことを声が大きいから教室でみんなも聞こえるような声で言っているという証言を得た。

担任教諭は、次の学年会で、「対象生徒が、ＩとＢから悪口を言われたり、避けられたりしているようだ」と報告し、対象生徒が知られたくないと言っているので、「授業中の様子とか、おかし

いとこあったらすぐ教えてください」ということを伝えた。担任教諭は、その後の学年会でも対象生徒の様子を逐一報告はしていた。

イ　「目の前であったときしか注意できないよ」はいじめの実態に対する調査義務を放棄していると評価せざるを得ない。上記「1（1）アのィ)」「同イのィ)」記載の基本方針に反する。

また、「目の前であったときしか注意できないよ」「授業中の様子とか、おかしいとこがあったらすぐ教えてください。」との発言は、加害生徒への教育的指導に重点が置かれていることがうかがわれる。上記「1（3）ウのゥ)」記載の「対象生徒へのケア」という視点が欠けていたのではないかと思料される。「対象生徒へのケア」という視点も持ち、学年会でも「対象生徒に声かけてやってください」というような発言があれば少し違ったのではないかと指摘せざるを得ない。

（2）令和3年7月14日

ア　席替えがあり、Iが対象生徒と席が近いことを「近くて最悪」「テンション下がる」と発言し、対象生徒はそれを聞いた。そのため、対象生徒は、C、K、Nと共に、席を変えてもらうよう担任教諭に相談に行った。担任教諭は、何かある人は最初に言いなさいっていつも言っている、また、誰が嫌いとか、誰がいいとかによる席の変更は基本的には受け付けないので、「くじで公平にしたものだから」と断わった。

担任教諭は、近くで悪口言うっていうことはあるかなと思ったが、現場を早く押さえて、指導したいと思っていたので、露骨に悪口言っているのが見えたら、指導しやすいと考えていた。そして「Iも嫌だと思ってるかもしれないけど、それは受け入れても

らわんとしょうがない」「Ｉも我慢することが大事」というようなことを対象生徒に言った。その後、担任教諭が、Ｉに確認したところ、上記発言はしたかもしれないとのことだったので、「自分が思ったことをポンポンポンポン発言していったら、傷つく人もいるけん、思ったままポンって口にするんじゃなくて、考えてしゃべりなさい」と指導した。

Ｉが発言してしまうことへの指導は、このときが最初で、担任教諭は、その都度、Ｉに指導し、夏休みの三者面談でも伝えている。その際、神妙に聴いて理解しているが、それが活かされず、別のことになったときに、思ったことをポンと言ってしまうところがあった。担任教諭と学年主任は、Ｉに対して「対象生徒は、自分のことを話題にしてほしくなさそうだったから、対象生徒にどう伝わるか、対象生徒がどういう思いをするか、そういうことが回復を遅らせるから、そういうことは言わんでくれ」という指導を何度もした。

イ　「くじで公平にしたものだから」と断わったという点は、上記「１（３）ウのｳ)」記載の「対象生徒へのケア」という視点が欠けている。対象生徒へのケアの視点から、この時点で席を変えることを認めていたら、翌日に過呼吸にならずに対象生徒と保護者の担任教諭への不信感も生じた可能性は低く、そのような意味においては、相談体制の役割・整備という上記「１（１）アのｨ)」「同イのｨ）及びｳ)」記載の基本方針にも反するものである。

すでにＩとのトラブル、いじめの可能性について認識しておきながら、いじめ防止という上記「１（１）アのｨ)」「同ｳ)」「同（３）のア」に沿った対応であったとも言えない。

さらに、「近くで悪口を言うってことはあるかなと思ったが、

現場を早く押さえて、指導したいと思っていたので、露骨に悪口を言っているのが見えたら、指導しやすいと考えていた」という点も、対象生徒へのケアよりも教育指導に重点を置き、対象生徒にいじめをいったん受けろと言うに等しく、いじめ防止という上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」「同（3）のア」に反する対応であったというべきである。

加害生徒に対して「自分が思ったことをポンポンポンポン発言していったら、傷つく人もいるけん、思ったままポンって口にするんじゃなくて、考えてしゃべりなさい」、「対象生徒は、自分のことを話題にしてほしくなさそうだったから、対象生徒にどう伝わるか、対象生徒がどういう思いをするか、そういうことが回復を遅らせるから、そういうことは言わんでくれ」という指導をしたとのことであるが、いじめの防止、いじめの早期発見という観点からは、この時点で、「いじめに該当し得る」ことを指摘すべきであったのであり、これは上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」「同イのィ)」「同（3）のイ」に沿った対応であるとはいえない。

そして、「公平にしたものだから」という点は、教師文化の均質性、平等性が影響を与えていると思わざるを得ない。いじめ対応という観点からは、かかる教師文化によることなく「いじめ基本方針」に沿った対応が必要であった。

（3）令和3年7月26日

ア　三者面談では、対象生徒親子から「今は落ち着いているから大丈夫です。」ということだったので、担任教諭らの中では、一旦、具体的な対応は終えて、その後も注意深く様子を見ていくということになった。

しかし、7月20日乃至28日頃から、対象生徒は、Cの態度に

再び違和感を覚えはじめていた。学校に一緒に登校していたが、話しかけてもそっけない感じを受けていた。

イ　7月30日、対象生徒は、Cから、朝「一人で行って」と言われ、教室に着いたらCはBのところに行き、対象生徒がCに話しかけてもそっけない感じだった。対象生徒は、もしかして、また無視されるのかと思い不安になった。対象生徒は、Cからいじめ（無視、悪口）の主体がBと聞いていたので、「やっぱりB側に行くんだ」と思い理解出来ず、混乱した。Cは、この頃、登校や遊びの待ち合せに対して対象生徒がルーズだったのが気にかかっており、登校を一緒にしなくなってから、対象生徒を好まないグループ（A、B）から声をかけられそちらに行き、完全にBと一緒に行動するようになった。また、対象生徒は、Cが登校した後、「対象生徒を置いてきた」と話していたのをKから聞いた。

この頃、クラスの子たちが、対象生徒のことをあまりよく思っていないということを表に出し始めた。IとJが中心で、Iは対象生徒のことを声がうるさい、耳障りと言っていた。Cは、Iから対象生徒のこと「嫌じゃないの」とかいわれて「迎えに行ってもすぐ出てきてくれないし」などと愚痴った。

この7月終わり頃、担任教諭は、対象生徒が1人になってないか気にかけていたが、夏休み中であり、午前中に国・数・英だけの3コマの授業で、担任教諭は3クラス授業をしているので、休み時間の状況を確認できなかった。また、授業中は、みんな真面目に座って授業を受けているので、仲がいいとか悪いということが見えにくい状況だった。

ウ　対象生徒親子から「大丈夫です。」とのことだったので注意深く様子を見ることにしたが、実際はCの態度に違和感を覚え始め

ており、その後「一人で行って」と言われることにつながる。対象生徒親子の発言から担任教諭が判断するのではなく、学年部や養護教諭など対象生徒と関わる教員を増やしておくなどチーム対応ができていれば複数の意見や情報も踏まえ、他の視点から、本当はどうだったかという判断をすることができたのではないか。そういう意味においては、上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」に反する対応であったと言わざるを得ない。「大丈夫です」と言っている生徒ほど本当は心配な場合があることが想起されるべきであった。そして、これは、基本方針「1（1）イのィ)」いじめの早期発見における「『大丈夫です』などといった言動だけで判断しないこと」にも反している。

また、「夏休み中であり、午前中に国・数・英だけの3コマの授業で、担任教諭は3クラス授業をしているので、休み時間の状況を確認できなかった。授業中は、みんな真面目に座って授業を受けているので、仲がいいとか悪いということが見えにくい状況だった」点についても、情報共有し組織での対応をしていれば、避けられた状況であった可能性も高く、やはり上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」に反する対応であったからこそ生じた事態であったということができる。

（4）令和3年8月上旬、

ア　生徒がCとの写真をLINEのアイコンに使っていたことについて、Cがステータスメッセージで対象生徒に「顔が映っているから勝手にアイコンを使わないで」と言った。その後、対象生徒はアイコンを替えた。そのことも担任教諭は、8月末の面談で対象生徒から聞いた。そこで、担任教諭は、どういう意図での発言なのかをCに確認した。Cは、最初、顔は分からない状況の写真を

自分が最初使っていたら、6月の終わりぐらいに対象生徒も同じアイコンで二人の写真を使うようになった、その頃、Cは、対象生徒のことを快く思っていなかったので、一緒にしてほしくなかった。さらに、アルファベットやコメントなども真似されていたほか、対象生徒以外の自分の中学校のときの友人も同じようなことをしていたため、他の人へのメッセージ性もあって、そういうことを書いた旨、答えた。

担任教諭は、Cには保護者同席の際、このメッセージを見たら対象生徒はどう思うだろうかということを伝えている。その際、対象生徒が傷つくと思うっていうのは、その時点では認識してくれた。また母親もよくないことを理解された。

イ　いじめ防止、早期発見という観点からは、対象生徒がどう思うか、対象生徒が傷つくということを認識させるにとどまらず、自身の発言が「いじめ」に該当するということを指摘しておかなければならない。上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」「同イのィ)」及び「同（3）イ」に反する対応であった。

（5）令和3年8月中旬

ア 担任教諭は、対象生徒が課外に来なくなったので、対象生徒宅に電話をした。その際、対象生徒からB、Cから無視されている話を聞いた。担任教諭は、対象生徒に「一緒に相談にきたCが、なぜそんなことをするのか理由を聞いてみたくない？」「聞いていい？」と確認したところ、対象生徒は「探りを入れてもOK」ということだったため、Cと話をした。

担任教諭が「対象生徒の何か嫌なところがあるの？」と聞くと、Cは「[redacted]

[redacted]」

などを話し、担任教諭が「私から見てあなたとも距離感があるように思うんだけど」と話すと、「Bが対象生徒に関わらないようにし始めたときに、1人にしてはいけない思って寄り添った。対象生徒もほかの人たちのところに行ったりするので、大丈夫かなと思った。対象生徒が自分に話しかけてくれれば対応するつもりだった」と答えた。

その後、担任教諭は、C と話したことを対象生徒に伝えたが、直接の理由は伝えていない。

イ　理由を聞くこと自体は対応の一環として間違いではないが、いじめは理由があれば許されるものでもないし、これを対象生徒に伝えていないとなると、何のためにCに確認したのか、つまり、最終目標はどこに置いていたのかが不明である。この点、いじめ防止撲滅という観点があれば、Cに対していじめである旨の指摘、それを辞めるよう指導するという対応をすることも可能であったと考えられ、むしろ、かかる対応がなされてしかるべきである。したがって、上記「1（1）イのヴ)」及び「同（3)」に沿った対応であったとは言い難い。

（6）令和3年8月末頃

ア　学年の状況把握をするべき地位にいた学年主任は、8月のお盆過ぎから1週間ほど[redacted]していた。その[redacted]中に、担任教諭から電話があり、いじめの問題が発生している旨の報告がきた。なお、その電話の際にはすでに管理職にも同様の報告をすでに行ったとの報告もあった。これ以前には担任教諭から報告はあがってきておらず初期対応、管理体制に不備があった。ただ、

これ以前にもコミュニケーション自体は円滑だったと思っていた。

学年主任が[redacted]して出勤したときには、それまでの大筋の情報は確認した（もっとも、過呼吸や席替えの案件などは８月末から９月初めに知った）。その上で対策を講じる内容やいじめ防止対策委員会の開催などを協議した。

イ　担任教諭は、7月に学年会で情報共有を行っている旨述べるが、学年主任の「[redacted]中の電話以前には報告があがってきていない」という認識とは内容に齟齬があり、情報共有、組織対応としては不十分である。また、いじめ防止対策委員会の開催時期としては遅く、早期発見の観点からしても、いじめ問題対策委員会を相談窓口・相談体制の一環として位置付けることも必要であった。上記「１（１）アのィ)」「同イのァ)」及び「同（２)」に反する体制であったと言わざるを得ない。

（７）令和３年８月下旬ころ

ア　校長、副校長、教頭、主幹教諭、事務長の５人で実施される毎朝の打ち合わせにおいて、本件について報告され、これにより、当時の校長が知るところとなった。そのときの報告内容としては、いじめられている、複数人が関与しているといった内容であった。

イ　校長が認知するのが遅いと言わざるを得ない。組織的に対応し、情報共有をするという上記「１（１）アのィ)」「同イのァ)」及び「同（２)」に沿った体制が整っていなかったのではないか。

（８）令和３年９月頃

ア　席替えの対応の件から、対象生徒の母親は担任教諭への不信感を抱き、8月の終わり頃にはクラス替えを要望するようになった。担任教諭としては、理数コースというところもあって、担任教諭

の独断で「それは頼んでみますね」とか、「可能ですよ」とは言えず、「原則厳しいと思います」としか回答できなかった。

また、その頃、担任教諭は、いじめ対策委員会でいじめと認知されるまで、「いじめ」という言葉を使わなかったため、対象生徒の母親から「先生はなぜいじめと言ってくれないんですか」と言われており、対象生徒母親からの心象は良くないことを感じていた。

イ　クラス替えについて、「原則厳しいと思います。」という発言にも個別の事情に応じた柔軟な対応ではなく教師文化の均質性、平等性から難しいと考えた部分もあったのではないか。被害生徒のケアという観点からすると、上記「１（３）ウのｳ)」に反して不十分な対応であった。

また、「いじめ」の言葉を使わなかった点についても、いじめ早期発見、いじめの防止、被害生徒のケアという観点から、いじめ対策委員会が相談機能を持ち、最初からの情報を把握していれば、より早く「いじめ」と認知でき、保護者もその認識で対応できたという意味において、上記「１（１）アのｨ)」「同ｳ)」「同イのｨ)」及び「同（３）ウのｳ)」に反する状況であった。

（９）令和３年９月頃

ア　担任教諭は、最初は対話をして、関係修復を図れないかを試みてみた。Ｂからは、すぐに「ごめんね」という言葉が出てきて対応できていたが、Ｃは、８月末のときは、自分も嫌な思いをさせられたと思っており、関係修復は厳しいと感じていた。

イ　関係修復を試みること自体が間違いではないが、「いじめ対策」という観点からみると、いじめを止めさせる点が最重要であり、いじめが止まない限り、関係修復は実現できない。すなわち、目

的設定の優先順位に誤りがあると言わざるを得ず、担任教諭において「いじめ対策」に必要な対応が認識できていたのかどうか極めて疑わしい。

(10) 令和3年9月頃

ア　8月20日には、対象生徒母親が、精神科・心療内科クリニックに相談し9月1日に受診していた。その結果、対象生徒は、適応障害、過換気症候群の診断を受け、提出された診断書には就学において負担にならないよう配慮は必要である旨、示された。

学校のいじめ調査報告によると、9月2日に学校は対象生徒母親へ連絡している。対象生徒母親からの報告により、受診の状況を把握し、医師からクラス替えや転学を考えた方がよいとの意見があったことを知り、対象生徒母親に対して、登校支援プログラム制度を説明した。

また、同じく学校のいじめ調査報告によると、8月21日に対象生徒からSCとの面談希望がなされた。SCの記録によると、9月30日、10月7日、10月28日、11月25日、12月23日に対象生徒との面談が行われている。

イ　もっと早い段階で、SCに繋ぐことができなかったか、また対象生徒がつながらなくても心理的ケアについてSCから助言をもらって対応できなかったかという点は指摘せざるを得ない。上記「1（1）アのォ)」からすると、いじめ対策に向けた組織的活動として、SC、SSWの有効な活用が求められるところであり、これが活かされていなかった事実が窺われる。

また、登校支援プログラムも重要だが、クラス替えという選択肢について検討した形跡が見られない。上記「1（1）イのェ)」「同（2）エ」「同（3）アのァ)」及び「同（3）エのァ)」記載

の、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利への配慮が不足していたと思われる。

(11) 令和3年9月13日ころ

ア　対象生徒は、9月13日に7月8日までの経過を時系列にまとめたものを担任教諭に渡した。

9月の分散登校の頃、Iは頻繁に担任教諭に呼ばれるようになり、「また呼ばれた、面倒くさい」と言っていた。JやBも、少し呼ばれることがあった。その際、Iは担任教諭から「声も大きいし、発言力もあるので周りに影響を与えるので発言は考えなさい」と指導され、「自分の発言には気を付けなさい」と何度も言われていた。KとNは状況確認のために呼ばれ、8人のLINEグループのメンバーもLINEの会話の聴き取りで一度呼ばれた。Iは、担任教諭に呼ばれることの不満もあり、まだ対象生徒の悪口を言っていた。

イ　「経過を時系列にまとめたもの」を踏まえた具体的対応はなされていない。対象生徒のケアという観点からは不適切な対応である。

また、指導でなかなか改善しないIへの対応として、SCなどから専門的助言を得た上で指導がなされるべきであった。実際になされた指導内容としても、ポイントがずれており、いじめだということを認識させる内容になっていない点は指摘せざるを得ない。端的に、いじめであることを認識させる必要があった。いじめ防止という観点からは不十分な対応であり、上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」「同イのィ)」及び「同（3）イ」に反する対応であった。

(12) 令和3年9月中旬

ア　担任教諭は、話合いの場を設け、一部生徒が対象生徒と話をして思いを伝えた。BとAは、そこで多少距離感がよくなったようだが、Cは解消することはできなかった。

イ　ここでも目的設定の優先順位が不適切であると言わざるを得ない。いじめ防止、いじめ対策の内容として関係修復よりも、まずはいじめを止めさせることに重きが置かれるべきである。

(13) 令和3年9月24日

ア　9月24日に第3回いじめ問題対策委員会を開き、対象生徒に係る一連の事象について、いじめと認知した。対象生徒保護者は、クラス替えを要望していたので、そこから対策委員会を立ち上げることになった。対象生徒の件に関しては、一旦、7月で終わっていたが、8月の終わりに再燃してきたので、いじめ問題対策委員会は9月に開催されたものであった。

イ　極めて遅いという点を指摘せざるを得ない。いじめの早期発見、いじめ防止という観点からすると上記「1(1)アのィ)」「同(1)アのゥ)」「同イのィ)」及び「同(3)イ」に明確に反する。

(14) 令和3年9月24日以降

ア　担任教諭は、いじめ問題対策委員会のメンバーではないが、状況を一番知っているので、最初報告書を提出し、説明を行った。いじめ対策委員会の中では、学年主任から担任教諭に対して「やっぱり早めに報告を」という趣旨を伝えている。なお、学年主任としては7月の時点でいじめとして認知する必要があったと考えている。

イ　担任教諭は学年会で逐一報告していると述べている。そこに認識の不一致が見られ、十分な情報共有がなされていないことから、上記「1(1)アのィ)「同ゥ)」「同ェ)」「同(3)ウ」及び「同

エ」に反する事態が生じていると言わざるを得ない。

(15) 令和3年9月24日以降

ア　9月24日、当時の校長の判断により、学校が本件をいじめとして認知したが、当時の校長の認識としては、8月下旬にいじめ事案として報告が上がって以降、担任教諭らはいじめを解消するための取組をやっていたようだというものであった。いじめを認定する、認定したからといって、それはなくなるわけではないので、担任教諭や学年主任は、それぞれにいじめをなくすというのは精一杯対応していたと思うが、当時の校長としては、もうちょっと早く、8月に報告があった時点でいじめと認知して第三者にも動いてもらって対応できたらよかったかもしれないとの思いはあるとのことであった。

イ　いじめの認定が遅いのは明確である。早期発見、防止を掲げる以上、いじめの認知にも躊躇があってはならず、上記「1（1）アのィ)」及び「同ゥ)」「同イのィ)」及び「同（3）イ」の趣旨に則っていない。

また、「いじめを認定する、認定したからといって、それはなくなるわけではない」というのはいじめとして認知することの意義を理解していないと言わざるを得ない。いじめ基本方針が何のためにあるのか、そもそもの理解がないことから、これに則った対応ができないことの一因となっている。

(16) 令和3年9月24日以降

ア　いじめ問題対策委員会では、持続的に起こっている事案なので、Cに対しての聴き取り、対象生徒に対してのアプローチ、保護者からの聴き取りなどについて検討していた。

担任教諭は、いじめを認知したときに、謝罪の場を設定すべき

と思った。本人同士のみならず、保護者同士も謝罪の場というのを設定しようと思っていた

イ　いじめ問題対策委員会やケース会議において検討した対象生徒へのアプローチは、登校できるような支援なのか、本人の心理的負担を軽減するものなのか、その目標設定が明確でなく、上記1（1）記載内容に照らして適切であったか不明である。

特に、謝罪に重きを置きすぎている印象を拭えない。関係修復が不要というものではないが、いじめ防止、対象生徒のケアという観点からすると、いじめを止めさせることが先決であり、そのためには加害生徒に対して、いじめであると突き付ける必要があった。上記「1（1）アのィ)」「同ゥ)」「同イのィ)」「同ゥ)」「同イのゥ)」及び「同（3）のェ)」に則ったアプローチがなされていないことが窺われる。

(17) 令和3年9月末頃

ア　9月はリモート登校であったが、ちょうどリモートが終わる時期だったので、担任教諭は、副校長から「10月1日に対象生徒が来るかどうかが勝負だ、10月1日に是非来てほしいと言うように」指示された。これに対して、担任教諭は「いや、それは無理でしょう」と回答したが、副校長からは「早く来てほしいという思いを伝えるように」と再度、指示されたので、担任教諭はその旨を対象生徒に伝えた。後々、担任教諭は、それがとても担任教諭に対する不信感に繋がったということを対象生徒側から伝えられた。

イ　管理職（副校長）の指示で動くヒエラルキーの文化の表れであり、かつ、管理職の目標設定が「登校させる」ことにある。少なくとも、対象生徒の心情を無視してまで登校させることは、い

じめ防止、いじめ対策に含まれているとは言い難く、上記１（１）記載の事実に反する目標設定である。

担任教諭は対象生徒の心理に寄り添おうとしているが、これを後押しして引き受けてくれる管理職が必要であった。この方針はケース会議で決定したことと一致していたのかも不明であるし、ケース会議で決定した内容であるとしたら、そのケース会議における決定事項として対象生徒の心理に寄り添ったものとは言い難い。すなわち、組織として対応するという点について、上記「１（１）アのィ)」「同ゥ)」「同ェ)」「同（３）ウ」及び「同エ」の趣旨に沿った対応とは言えない。

(18) 令和３年９月24日以降10月11月頃

ア　この頃以降のケース会議の中で、SSW の話は出ていた。しかし、担任教諭たちは、SSW は関係する家庭と家庭をつなぐ役割であると思っていた。対象生徒家と C 家の間に入ってもらう、対象生徒家と I 家の間に入ってもらうものであると思い、それを依頼しようとしていた。そこで、対象生徒の保護者に、相手の保護者の方と会わないか意向確認をしたが、対象生徒の保護者からは会う必要はないと言われたため、SSW の方には、どのように関わってもらえばいいのだろうという気持ちになった。

また、担任教諭は、そのいじめ問題対策委員会に入っている外部の SSW が今回の件の SSW だと思っており、学年主任がこの SSW と連絡取り合ってアドバイスを受けていた。しかし、10月頃、どうも違うらしいということが分かり、別の人に依頼しないといけないということを知った。それは、管理職は分かっていたようであるが、担任教諭としては県の学校安全・安心推進課職員が学校に来て SSW を入れたほうがいいという話があった

と聞いたものの、保護者同士の対面は断わられている状況で、どのように対応依頼をしたらいいのだろうという気持ちになっていた。さらに、その時期は、担任教諭と対象生徒保護者との関係が悪くなって、学年主任が対応している時期だったため、SSWへの依頼を提案したかったけどできなかった。

かつ、10月、11月は対象生徒が登校支援プログラムで保健室登校はできており、回復の傾向が見えていた。周りの生徒たちも謝罪の気持ちも述べ始めていたことから、SSW の導入は急がなかった。

イ　この点については、対象生徒側としては、学校に何を言っても無駄と思ったことや加害生徒側が真摯に向き合い、話し合いが必要だと思うのであれば相手から提案があるべきだと思ったことから、この時期に加害生徒側に対して要望を伝えることもなかったとの認識であり、担任教諭の上記認識とは異なっている。しかし、担任教諭の認識を前提としたとしても、文部科学省が平成29年1月に作成した「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」のSSWガイドライン（試案）を基に、県義務教育課が作成した「SSW活用事業に関する指針」が学校の各組織・委員会まで周知されていたとは言えず、SSW の存在意義、活用方法に関する理解に乏しい。

(19) 令和3年10月初旬

ア　10月初めには、C が対象生徒に謝罪の手紙を書いた。担任教諭は、対象生徒が学校に登校できなくなったこと、学校はいじめとして認知し対応していることをCとI、Jに伝えた。さらに、対象生徒保護者から謝罪文を求められていることを伝えた。

Cは、直接会って謝罪をした方が気持ちを伝えやすいと思い、文字よりも言葉で伝えたいと担任教諭にお願いをした。しかし、担任教諭は、会って話すことは難しいということをCに伝えた。Cは、謝罪文を書いて保存されたら気持ち悪いと思い、対象生徒が読んだ後、担任教諭が回収するのであれば良い、という条件で謝罪文を担任教諭に渡した。担任教諭は、Cに対して、謝罪文は回収しない方がいいのではないかと提案し、Cの母親にも電話で、「本人は回収してほしいと言っているんですけど、でもちょっと今の状況から考えて回収したら、ますます状況が悪くなりませんか」と話したが、Cの母親の回答は「それが本人の意思なので」ということだった。

担任教諭は、ケース会議でも回収しない方がいい旨を提案した。しかし、副校長から「手紙を書いたのはCなのだから、Cの意思を尊重すべきだ」という発言があり、ケース会議においても回収するという結論になったので、担任教諭はそのような対応をした。

イ　まず、そもそも、対象生徒からすれば、10月時点においては加害生徒側に謝罪を求めていない。対象生徒保護者から謝罪文を求められていることを伝えた担任教諭がC,I,Jに伝えていたとしたら、加害生徒側に対象生徒が謝罪を強要したと思われていた可能性もあり、このことがさらに関係をこじらせる原因になったとも考えらえる。

また、ケース会議の中にも管理職（副校長）の指示を重視するヒエラルキーがうかがえる。本来のケース会議は、参加者チームで決定するものである。特定の参加者の意見で決まるケース会議は意味がない。すなわち、組織として対応するという点

について、上記「１（１）アのィ）「同ゥ)」「同ェ)」「同（３）ウ」及び「同エ」の趣旨に沿った対応ではない。

(20) 令和３年10月６日

ア　10月６日、対象生徒の母親は担任教諭に、「どうしてCの意見ばっかり尊重するのか。対象生徒には、Cはその手紙を返してほしいと言ってるが、読む？どうする？と、どうして聞いてくれなかったのか」ということ伝えた。

イ　担任教諭は納得していないが管理職の指示で動いたことが保護者の不信につながっている。これもすなわち組織としての対応の在り方が不適切であったことに尽き、上記「１（１）アのィ）「同ゥ)」「同ェ)」「同（３）ウ」及び「同（３）エ」に実質的には反する体制であったことは否めない。

(21) 令和３年10月頃

ア　対象生徒は、SCとも面談を行っていたが、その面談にあたって、学校から対象生徒の状況や事案の概要をSCに伝えていた。もっとも、SCにお伝えしていても、[redacted]。

SCが来校する時間は、ケース会議の時間と重なっていなかったため、担任教諭は先生に頻繁に会うようにしていた。対象生徒だけでなく、カウンセリングを受けていたCさんについても相談しており、対象生徒に関しては、不安を取ってあげたほうがいい等の話をSCから聞いて、ケース会議に臨んでいた。SCは会議には参加していないものの、SCの意見を聞いて共有し、対応を決めていた。

イ　SCの意見を聞いてケース会議に臨むだけでなく、ケース会議や支援を決定するプロセスにSCやSSWなど他職種が参加で

きるようにすべきである。そうすることにより管理職の意見で決まるケース会議でなく、他職種が違う意見を述べることによりチームで決定するケース会議になる。

すなわち、組織としての対応という点について、上記「１（１）アのィ)「同ゥ)」「同ェ)」「同（３）ウ」及び「同（３）エ」の趣旨に反する体制であったと言わざるを得ない。校内ケース会議の指針やガイドラインの作成が必要ではないかと考えられる。

(22) 令和３年10月頃

ア　当時の校長は、今回の事案に対して、いじめ問題対策委員会に入っている外部のSSWに保護者とのやり取りをしてもらうことができるシステムだったと思っていた。しかし、実際には別のSSWが対応しており、具体的に、当該別のSSWが保護者との話を対応するようになった経緯については把握していない。

イ　校長も正しく認識していない。「組織での対応」として、上記「１（１）アのィ)「同ゥ)」「同ェ)」「同（３）ウ」及び「同（３）エ」に対する理解が不足している。

(23) 令和４年１月13日

ア　体育館で緊急学年集会があり、服装検査が行われた。その日、対象生徒は、年明けから風邪を引いて体調を崩しており、久しぶりに登校した。副担任教諭が対象生徒の担当で、対象生徒が体育館まで来たので、体育館後方に副担任教諭と対象生徒は一緒にいたが、副担任教諭がその場を離れた際、担任教諭が近づいてきて、ここまで来たなら並びなさいということで、クラスの列に並ばせた。１月31日、対象生徒保護者は、対象生徒が学校に行きたくないと言っていることを学校側伝えた。対

象生徒保護者は「対象生徒本人に、聞いてくれたらよかったのに、そこから学校が嫌になった」旨伝えた。

イ　また、対象生徒は、同年1月31日に行われた面談で「SSWが加害生徒側との間に入ってもらえるがどうするか」問われたが、上記謝罪文の事件など今までの経緯を踏まえ、自分の思いが学校に伝わらないと学校に伝え、これを断った。

その後、対象生徒は、SSWについて調べ、SSWは学校と家庭もつないでくれるということを知り、その旨、学校側に指摘した。担任教諭は、それによって初めて、SSWが学校と保護者との間に入ってくれるということを知った。ケース会議の中では、SSWというのは家庭間をつなぐ役割だと説明が出ており、家庭間の関係性を繋ぐ必要が生じたときに活用するという前提で話し合いが行われていた。対象生徒から学校に対する気持ちを代弁してもらうためにもSSWに依頼できるという認識が、ケース会議に関わるメンバーの中にはなかった。

ウ　クラスの列に並ばせたのは、対象生徒のケアという観点が抜け落ちていると言わざるを得ない。また、チームとして共有できていた方針だったのか、極めて疑わしい。チームとしての方針であるとするならば、そのチームにおいて、いじめに対する措置、対象生徒のケアという観点がなかったということを意味し、目標設定が不適切であったと言わざるを得ない。

エ　SSWに対する理解の乏しさについては、いじめ問題対策委員会のメンバーであるSSWとは別のSSWを改めて委託しなければならない点について前述のとおりであるが、ここでもSSWが学校と家庭との間を調整する役割も担っていることを理解できていない。

(24) 令和４年１月以降

ア　対象生徒としては、クラス替えというのが当初からの要望であった。

しかし、担任教諭の認識として、学校としてはどうしても理数コースという特性上、それができないというスタンスで接しないといけないということがあり、最初から着地点がずれていた。そういう状況で進まないといけなかったので、なかなかかみ合わないままであった。しかも、学校は、対象生徒が12月の段階で１月になったら面談がしたいと希望していたときがあったが、そのときに担任教諭と学年主任で校長に、対象生徒本人のことだけを考えれば、クラス替えはしたほうがいいと思うが、学校全体の流れというのを見たときに、学校としてはそれがいいと言い切れないからという中で、校長の判断でクラス替えはないということになった。

しかし、担任教諭の気持ちとしては、そこでクラス替えが行われていたら、対象生徒の人生も何か変わっていたのではないかという、後悔に似た感情がある。一連のことを考えて、担任教諭として何かできたかなと思うことは、席替えのときに、結局替えるのであれば１回目のときに替えてあげれてたなっていうのは後々思う。もう１つは、クラス替えの件でどうにかならなかったのか、どうしても担任教諭が対応していたので、対象生徒や保護者に不信感を与えてしまったという思いがあるとのことであった。

イ　当時の県教委担当者の聴き取りからしても、クラス替えは可能ということであった。担任教諭が述べているようにクラス替えができていれば、その後の状況は大きく変わり、転学を

余儀なくされることもなかった蓋然性が高い。

組織としていじめに対する措置に対する考え方が不正確であり、対象生徒のケアという観点が抜けていたのは明確な事実である。上記「１（１）アのィ)「同ゥ)」「同ェ)」「同（３）ウ」及び「同（３）エ」に則った対応がなされたとは到底言い難い。校長の認識や根底に考えられる公平性を重視する教育文化というものがあるとしても、いじめ対策という観点においては、上記１（１）記載のいじめ防止基本方針が遵守されなければならない。

(25) 令和４年３月頃

ア　令和４年６月作成のいじめ調査報告書について、当時の校長が作成を指示したことはない。後任の校長に引き継ぎのためのメモは残してきたし、学年主任や担任教諭もそれぞれ引き継ぎをしているはずなので、それを元に作成できるのではないかとの感想である。何かあったときには質問とかもされていたので、当時の状況を聞かれたのではないかとは思うが記憶があまりないとのことであった。

イ　この報告書の位置づけについて、基本調査のような位置付けか、全く関係なく作られたものなのか、不明である。結局、誰の責任、誰の指示で作成したのか誰も把握しておらず極めて雑な報告書であることを指摘せざるを得ない。実のある報告書にならないのは必然であり、対象生徒の心情を悪化させる要因となっている。これはすなわち、いじめに対する措置において対象生徒のケアという視点が皆無であったことを意味する。

3　学校設置者の対応

（1）県教育委員会としては概ね適宜必要な助言指導ができていたと考えられる。しかし、最終的な裁量権は学校長にあるため、指導のレベルに留まらざるを得ないことが、今回そして今後の課題である。

（2）いじめ問題対策組織は設けてあっても適切に機能していないなどの課題も散見されることから、県教育委員会において「いじめ問題対策組織運用のためのガイドライン」等の作成をすることも必要ではないかと考える。

4　学校及び学校の設置者の対応に係る考察

本事案における学校の対応の課題として以下の5点があげられる。

（1）いじめ問題へ対応する際の視点

学校現場においていじめ問題が発生した場合に、学校に求められる対応として、大きく2つ考えられる。1つめは、対象行為を行った生徒への教育的指導であり、2つ目は対象行為を受けて心身の苦痛を感じた生徒へのケアである。

また本事案では、対象行為を行った生徒が複数おり、当初、学校は、それらの生徒に対し教育指導ができないかと模索していたことが聴き取り調査からも窺われる。例えば、7月8日に担任教諭に初めて対象生徒がクラスメイトと一緒に今の状況を伝えにいった際、担任教諭は、対象生徒が「相手に知られたくない」と言うことだったので、「目の前であったときしか注意できないよ」と伝え、その後他の生徒にも状況を確認している。次の学年会で報告し、「授業中の様子とか、おかしいところがあったらすぐ教えてください」と伝えている。これは教育現場の平時における指導に重きを置いた対

応である。また、7月14日の席替えの後、対象行為を行なった生徒の近くから席を変えて欲しいとの対象生徒からの相談に関しても、本調査の聴き取りにおいて「現場を早く押さえて、指導しやすいと思っていたので、露骨に悪口を言っているのが見えたら、指導しやすいと考えていた。」と述べその場で席替えは認めず、翌日、対象生徒は過呼吸になってしまい登校できないという事態が発生し、母親からの電話で席替えが行われることになった。

このように初期対応において、対象行為を行なった生徒への指導に重きが置かれ、対象生徒へのケアの視点が弱かったことが窺われる。そのことにより対象生徒の心身の苦痛は重なっていったと考えられ、保護者の担任教諭への不信感も生じてきた。例えば、最初の学年会で「対象生徒に声かけしてあげてください。」等との呼びかけをし、学年部で対象生徒を支えることができたら、また席替えもその場で認めることができたら、心身の苦痛も違ったものになっていた可能性が高い。

対象生徒の孤立を防ぐという意識不足、いじめから重大事態に至るまでの心理的経緯の理解不足とともに、初動時に担任教諭及び学年主任を中心に対応せざるを得なかったこともその一因とも考えられる。（学年主任がいじめ問題の発生の報告を受けたのは、同人[redacted]後の8月20日過ぎである。）

（2）ケース会議のあり方

担任教諭は、副校長から「10月1日に[redacted]が来るかどうかが勝負だ、10月1日に是非きて欲しいと言うように」と言われ、「それは無理でしょう」と答えたが、伝えるように言われた。管理職と担任教諭の現状把握に齟齬があり、これも対象生徒から担任教諭に対する不信感に繋がっている。

また、ケース会議で、Cの謝罪文を「回収しない方がいい」と担任教諭が提案したが、副校長の発言で、回収する結論になった。

ケース会議における教員間のヒエラルキーが見て取れ、管理職の意見で結論が決まってしまっている。ケース会議の前にSCの意見は聞いていたが、その場には参加していなかったということであるが、ケース会議は支援を決定するプロセスに多職種が参加して意味がある。SCやSSWを入れておけば、心理や福祉の専門家も含めた議論の結果として、異なった結論になった可能性がある。

なお、本件からうかがわれる教師文化の特徴として、以下の点が挙げられる。

ア　学校経営において規則や慣例を重んじる。権威性を維持しようとする傾向。外部批判に対して警戒感をもつ。

イ　教育実践における経験主義。評価活動における情緒的・努力主義な評価傾向。学習や生活の指導援助においては、集団を単位とし、建前としての均質性と平等性が優先される。

ウ　役割の無限定性。専門性が十分に発揮されにくい状況。

これを踏まえて本件についてみるに、SCとの面接や保健室登校等、不登校支援プログラムの活用がなされていたことは評価できるところではあるが、もっと早期に、あるいは日常的に、他の専門家の活用ができなかったのかという点は指摘せざるを得ない。本件のように本人・保護者と学校との間に信頼関係が築けなかった場合、学校とは異なる立場の第三者が介入することで問題の解決に向かいやすくなる。SSWを活用する等して、本人はもとより保護者の声をしっかり聴き、学校の対応に活かす等することができていればと感じる。

（3）クラス替えに対する判断

8月の終わり頃に、対象生徒は課外に来なくなり、母親はクラス替えを要望していた。12月に担任教諭と学年主任で校長にクラス替えの話をしたが、学校としてそれがいいと言い切れないからという中で、校長の判断でクラス替えはなしという結論になった。

学校安全・安心推進課とのやり取りにおいては、クラス替えも視野に入れて検討すべきである旨指摘されていたはずであるが、これを受け入れていれば、転学を余儀なくされるという結果にならなかった蓋然性は高い。

（4）SSWの役割の認知

ケース会議で、SSWの話が出るようになったが、家庭と家庭を繋ぐ役割と説明があっていたようである。また、いじめ問題対策委員会に入っている外部のSSWが、本件の担当SSWだと思っていた教員も複数名いた。

文部科学省が平成29年1月に作成した「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」のSSWガイドライン（試案）を基に、県義務教育課が作成した「SSW活用事業に関する指針」が学校の各組織・委員会まで定期的に周知されていなかったことが窺われる。

（5）報告書の作成経緯

令和4年6月作成の報告書については、引き継ぎのメモから作成したであろうという程度しか明らかにならなかった。初期調査の位置づけであると考えられるが、報告書を作成するにあたって、本人及び保護者への聴き取りがなされなかったことは残念である。本人と保護者の心情を更に傷つけることに繋がったと感じざるを得ない。

第10　再発防止策の提言

1　学校に対する提言（再発防止策の提言）

（1）初期対応として、相談体制の位置づけといじめ問題対策委員会における組織的な対応

ア　今回の事案では、不十分な初期対応やいじめ問題対策委員会開催及びいじめ認知の遅れの課題があった。基本方針において、「『いじめ問題対策委員会』のメンバー全員及び担任教諭が基本的には窓口となるが、教職員の誰もが窓口であることを本校の職員一人一人が認識し、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について、職員同士で理解を深めるよう努める。また、教頭及び主幹教諭を中心に組織的な対応を可能とするような体制整備を推進していく。」とあるが、機能的な相談体制になっていなかった。「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）令和2年11月24日」に示されているように、情報集約担当者を最低1名設置し、その担当者に情報がつながる流れとコーディネート機能を発揮できる体制が必要である。明確な相談体制を作成し、それに伴い初期の段階からいじめ行為を行った生徒への指導及びいじめを受けた生徒へのケアを担任教諭のみでなく、情報集約担当者等を中心としたチームで行える体制を早急に確立すべきである。

イ　また、上記体制にはSC、SSWも含まれるべきである。いじめ事案への対応においては、学校内だけで問題を抱え込まず、多面的な視点による組織的対応を行うことが求められる。そのため、SSWを校内支援チームの一員として積極的に活用することは有効である。

つまり、いじめ事案発生時には、迅速かつ適切な対応が求められるものの、学校内のケース会議では、一部の教職員の経験則や

固定的な価値観に議論の方向性が左右される場合があり、結果として支援の視点が偏るおそれがある。SSWは学校外の立場から関わる専門職であり、教育とは違った福祉の視点を持ちながら、児童生徒や家庭、学校を含めた環境全体を捉えることができる。そのため、支援チームに加わることで、より適切でバランスの取れた組織的対応につながることが期待される。またSCに関しても心理の視点から同様のことが言える。

ウ　先述のように、いじめ問題対策委員会の中に相談体制を位置づけ、その中に相談窓口を明確に設け、初期相談を受けた教職員から学年部などで共有されると同時に、前述した文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針（最終決定　平成29年3月14日）」の別添2「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント「いじめの発見・通報を受けたときの対応」にあるように、直ちにいじめ問題対策委員会の窓口（情報集約担当者）にあがり、早期のいじめ問題対策委員会の開催、いじめの認知、チーム対応へと進む体制が求められる。その際、担任教諭や学年主任を中心としないチーム作りを行うことが望ましい。

（2）校内での情報共有の方法及びいじめ対策の仕組みづくり、とりわけいじめ対応の視点の見直し

いじめ対応については、大きく2つの側面がある。1つは当該行為を行った生徒への教育的指導であり、これはいじめの防止ということになる。もう1つは当該行為を受けた生徒へのケアの側面であり、これは重大事態の防止である。いじめ対応においては常にこの2つの側面を意識しておく必要があるが、本事案では2つ目の「ケアの視点」が弱く重大事態へ至っている。基本方針にも、ケアの視

点が重大事態への対処にしか記載されていない。「いじめの対する措置」の初期対応の時から当該行為を受けた生徒が孤立しないための取り組み（声かけも含め）をまず始めるべきであり、当該生徒のケアの観点からもクラス替えなどの取り組みも積極的に行うべきである。

（3）上記（1）、（2）に基づいた基本方針の改正と周知徹底、及び校内研修の開催(教職員、生徒、保護者)

ア　基本方針を改正し、具体的な内容を盛り込み全教職員へ周知徹底をすることが必要である。

イ　また、いじめの未然防止及び組織的対応力向上のためには、学校における継続的な研修体制の整備が求められる。校内研修を開催するにあたっては、専門家を活用し、ロールプレイ等を含んだ内容のものが望ましい。高校でのいじめ問題は１年生の１学期に起こることが多いため、入学後すぐに行うことが有効である。特に生徒に対しては、自分はいじめと思っていなくてもいじめになってしまった事例等を用いながら、自分が当事者であることを自覚してもらえるような内容のものが求められる。

ウ　各学校においては、年度当初の職員会議等で、生徒指導・いじめ対応に関する校内研修を必ず実施し、前年度までに発生した事案の振り返りや、そこから得られた教訓を新年度の教職員全体で共有することが望ましい。

研修では、「いじめが発生した際にチームとしてどのように対応するか」について具体的事例を通して学ぶ機会を設ける必要がある。その際、学校側の視点だけではなく、被害生徒本人や保護者の立場から学校対応を捉え直す視点を含めることが重要である。

（４）　行為を受けた生徒が心理的苦痛から守られる柔軟な対応の醸成

ア　本事案においては、対象生徒がクラスにいること自体に心理的苦痛を感じるようになり、クラス替えを要望するようになったが学校からは認められなかった。認められなかった理由として理数コースが１クラスであること、普通科コースとのカリキュラムの違いがある点に加え、入試枠が異なっていることから理数科コースを受検して入学した生徒を普通科コースにクラス替えをしてよいのかという課題もあったと想定される。

その場合の対応として、カリキュラムに大きな差がない１年次は理数コースに在籍したまま、普通科コースで同じ内容の授業を受け、２年次に進級する際に転コース試験を実施し、普通科コースの生徒と同等の学力はあると認められた場合にクラス替えを行うという方法なども考えられる。

イ　対象生徒は、理数コースにいることによる心理的苦痛から不登校になり、また適応障害も発症し転学を余儀なくされた。不本意な転学は対象生徒の進路や将来にとって大きな影響を与える出来事であると同時に、望んで進学した当該校で適切に教育を受ける権利が保障されなかったことも意味する。

前述したように主治医からクラス替えや転学を進められているもかかわらず、登校支援プログラムの活用にとどまっている学校の対応にも違和感を禁じ得ない。変えるべきはその対象生徒でなく、その置かれている環境である。

学校は、この重大さを認識し教育を受ける権利を最優先すること、そしてそのためのあらゆる対応を柔軟に実施する意識や仕組みを校内に醸成していくことが求められる。

（５）校内にSSW及びSCを配置して、効果的な活用をすること

ア　まず、今回の課題として、SSWの活用がなされたのは本人が転学を決意する直前の時期であった点が挙げられる。教職員の中でも、その活用については認識や判断が分かれていた。そのため、日頃から相談しやすい体制を取ることができていれば、問題が発生した初期から、もしくは問題が発生する前の予防的対応が可能となる。

イ　次に、本事案においては、SC及びSSWの役割の理解と活用が不十分であった点が課題として挙げられる。SCとの関連においては、行為を受けた生徒がカウンセリングにつながることも遅く、個別カウンセリングの対応のみになっている。例えば、いじめ行為を受けた生徒の孤立を防ぎ、いじめが重大事態に至るまでの心理的経緯等に関する教職員への研修、また指導してもなかなか改善しない生徒対応へのコンサルテーションなどの活用が求められる。

またSSWに関しては、活用方法やその役割自体が理解されていなかった。管理職等の一部の役職のみならず担任教諭や校務分掌上の各委員会までに周知が徹底されることが必要である。

（6）効果的な校内ケース会議の運用のための取り組み

本事案における校内ケース会議において、管理職の指示を重視するヒエラルキーが窺われた。本来の校内ケース会議は、参加者チームで決定し、主に関わっている担任教諭等を支えるチームとして機能すべきものである。またSCの意見を聞いてケース会議に臨むだけでなく、ケース会議や支援を決定するプロセスにおいて、SCやSSWなどの他職種が参加できるようにすべきである。

2　学校設置者に対する提言

（1）いじめ問題の発生は後を絶たず、今後も同様の事案が発生し、困

る児童生徒が増えることは想像できる。

しかしながら、学校だけにその対応を任せてしまうことは、多忙な業務量等の課題を抱える教職員及び学校に与える負担も大きい。結果、児童生徒の不利益につながってしまう。そのため、『いじめ対策対応チーム』をつくり、学校以外の専門機関の介入ができるような仕組みづくりが今後必要になってくると思われる。

（２）熊本県立高校が上記（１）記載の取り組みを行うには、現在の体制では困難であり、それを実施可能とするための熊本県教育委員会における以下の取り組みが求められる。

ア　SSWの活動形態及び指針の見直しによるチーム学校の推進

ァ）現在、SSWは配置校に勤務しながら派遣要請に応じて活動を行っている。県央のSSWの配置校は湧心館高校となっているが、今後、配置校の在り方や曜日毎に配置する等、SSWの配置の仕方を検討していただきたい。早期でチーム支援に取り組むには、当該校のように課題が多い学校等の配置校を増やすことが求められる(詳細は「オ」において後述する)。

ィ）またSSWの活用については、文部科学省が作成した平成29年１月「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」のSSWガイドライン(試案）を基に県義務教育課が作成した「SSW活用事業に関する指針」があるが、ほぼ学校現場に周知されていない。SSWを外部の専門家としてではなく、文部科学省が「チームとしての学校像」で示したように、責任を持って学校組織に参画する専門職として位置づけるよう「SSW活用事業に関する指針」を改正し、学校現場の管理職のみならず、各校務分掌上の委員会を含め全教職員に周知されるべきである。

イ　「いじめ問題対策組織」及び「校内ケース会議」に関する指針やガイドラインの作成

ァ）当該校においては、「いじめ問題対策委員会」が組織づけられていたが、効果的に機能していなかった。いじめ防止対策推進法第 22 条に示されているように、学校内に「いじめ問題対策組織」は位置づけられているが、その役割や機能、具体的な取り組みは明確でない。熊本県教育委員会において、被害を受けた生徒が孤立しないケア等も含めた「いじめ問題対策組織運用のガイドライン」を作成することが求められる。

ィ）また、校内ケース会議においても同様である。多くの学校においてケース会議が行われているが、必ずしも機能的に実施されているとは言えず、多職種が参加していない場合も見受けられる。

上記「ア」の取り組みを基に、多職種参加の校内ケース会議運用のガイドライン等を作成し、定期的に研修等を実施することにより学校現場に定着するように進めるべきである。また、研修も実施して終わりでなく、実施後の定着の度合いなどの事後評価を行い、次の取り組みに活かしていくことが重要である。

ウ　現場への関与の在り方

ァ）校内の担当者は、必ずしもいじめ事案への対応経験や専門的知識を十分に有しているとは限らず、「どの段階で、どのような対応を始めるべきか」に悩みや不安を抱えながら対応せざるをえない実態もある。教職員個人が問題を抱え込むことを防ぐためにも、県教育委員会が早期の段階から学校に赴き、現場の状況把握を行う体制づくりが必要である。

ィ）その際には、管理職のみへの聴き取りにとどまらず、担任教

諭や学年主任、生徒指導担当など、実際にケースに関わっている教職員一人ひとりから直接話を聴くことが重要である。現場の困難さや迷いを丁寧に把握することで、学校が抱える課題が明確になり、その後の支援や改善につなげることができる。このような場面においても、SSW は教職員と外部機関をつなぐ役割を担うことができ、有効な存在である。

エ　研修の継続的な実施

ァ）加えて、県教育委員会においては、各学校への研修実施の働きかけにとどまらず、校長を対象としたいじめ対応研修を校長会等で継続的に実施することを提言する。学校の組織的対応は管理職の認識や判断に大きく左右されるため、管理職自身が重大事態対応について実践的に学ぶ機会を持つ必要がある。

ィ）また、研修内容の企画・立案にあたっては、これまで重大事態調査委員会に関わってきた SSW、SC、弁護士等の専門職が参画し、実際の事例や課題を踏まえた、実効性の高い研修プログラムを構築することが望まれる。

オ　特記事項

ァ）本事案を検証する中で、学校における情報共有の遅れ、教職員による問題の抱え込み、被害生徒及び保護者との認識のずれ、組織的対応の不十分さなどの課題が認められた。また、生徒の心身の不調や登校状況の変化が十分に支援へ結びついていなかった状況も確認された。

これらの課題は、特定の教職員の努力や経験のみで解決できるものではなく、多面的な視点を持つ専門職を含めた組織的支援体制の構築が必要である。その観点から、本委員会は、高等学校における SSW の配置及び積極的活用を提言する。SSW は

生徒個人の課題だけでなく、家庭環境、友人関係、地域とのつながり、福祉・医療機関との関係など、生徒を取り巻く環境全体を把握しながら支援を行う専門職である。また、学校外の立場から学校を支援することができるため、いじめの未然防止及び重大事態への対応において、以下のとおり、重要な役割を果たすことが期待されるところである。

ⅰ）まず、学校組織に対する効果として、SSWは校内支援チームやケース会議に参画することにより、客観的かつ福祉的な視点から事案を整理し、組織的な意思決定を支援することができる。重大事態への対応では迅速性が求められる一方で、学校内部のみで協議を行う場合、一部の教職員の経験や価値観に議論の方向性が左右されることも少なくない。SSW が加わることで、生徒本人、保護者、教職員それぞれの状況や思いを整理しながら議論を進めることができ、情報共有の促進、支援方針の明確化、組織的対応の強化につながることが期待される。

ⅱ）次に、教職員に対しては、SSWによるコンサルテーション機能が有効である。重大事態への対応経験を有する教職員は限られており、担任や生徒指導担当者が「何をもっていじめと判断するのか」「どの段階で組織対応へ移行するのか」「保護者にどのような説明を行うべきか」などについて不安や迷いを抱えながら対応している場合がある。SSW が継続的に助言や支援を行うことで、教職員が問題を抱え込むことを防ぎ、早期の組織的対応につなげることができる。

ⅲ） 生徒への支援においては、いじめの背景にある家庭環境、発達特性、経済的困難、不登校傾向などの要因を把握し、必

要に応じて福祉機関や医療機関等との連携を図ることが可能となる。また、教室や学年だけでは見えにくい生徒の困難さを早期に発見し、問題が深刻化する前に支援へつなげることが期待される。特に不登校や長期欠席に至った生徒については、学校復帰のみを目的とするのではなく、生徒の生活全体を支える視点から支援を行うことが重要である。

ⅳ） 保護者への支援も SSW の重要な役割である。重大事態では、保護者が学校への不信感や孤立感を抱くことが少なくない。SSW は、学校管理職や担任とは異なる立場から保護者の思いを受け止め、学校との橋渡し役を担うことができる。そのことは、学校と保護者との対立構造を緩和し、課題解決に向けた協働的な関係構築につながるものと考えられる。

ⅴ）さらに、養護教諭との連携体制の構築も重要である。いじめによる影響は、頭痛、腹痛、不眠、登校しぶりなど心身の不調として表れることが少なくない。保健室は、生徒が発する SOS を早期に把握できる重要な場であり、SSW と養護教諭が定期的に情報共有を行うことで、生徒の変化を見逃さず、早期支援につなげることが可能となる。

ⅵ）加えて、SSW は未然防止の取組においても重要な役割を担うことができる。年度当初の教職員研修や事例検討会、ケース会議、生徒理解に関する研修、保護者対応研修等に参画し、福祉的視点から助言を行うことで、教職員の対応力向上と組織的対応体制の強化につながる。たとえ大きな事案がなくても、月に一度は SSW が参加する「インシデントケース検討会」を定例化することや、過去の重大事態から得られた教訓を教職員全体で共有し、「いじめ発生後の対応」だけでなく、「い

じめを見逃さない学校づくり」を進めていくことが重要である。

ィ）本委員会は、同様の事態を再び発生させないためには、SSWを単なる相談支援の専門職としてではなく、学校組織全体を支援する専門職として位置付けることが必要であると考える。そのため県教育委員会においては、高等学校におけるSSWの配置及び活用体制の充実を図るとともに、重大事態発生時には校内支援チームの構成員としてSSWが参画する仕組みを整備することを強く提言する。特に当該校においては、いじめ重大事案がこれまでも続いて発生していることから、SSWが定期的に配置される拠点校としていただくことを要望する。

以上